

# ロシア連邦民事訴訟法

平 尾 功 二

## 第1部 総論

### 第1 はじめに

ソビエト連邦社会主義共和国の民主化に伴い、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民事訴訟法(ГПК РСФСР)が効力を失って、現行ロシア連邦民事訴訟法(ГПК РФ)は2003年2月1日に施行された。

ロシアは日本と国境を接する国であり、ロシアの訴訟手続において現実に紛争がどのように解決され、ロシア人、ロシア企業の民事訴訟に対する姿勢を知ることは重要である。

しかし、ロシアの民事裁判制度の全体像は我々にとって明らかではなく、これまで、いかなる事件が、どのような手続で審理・判断されているか把握されていなかった。

ロシア連邦最高裁は事件の種類、件数、結果などについて司法統計を出し、インターネット上の公式HPにおいて公開しているが、この司法統計をみるだけでもロシアが訴訟大国であることがうかがえる。

2016年の連邦最高裁の司法統計によると、第一審の通常裁判所(治安判事を含む)における新受件数は、家事事件107万8758件、労働事件61万6119件、居住権に関する事件452万1246件、行政訴訟事件411万7714件など合計1783万9527件にのぼる。また、もっぱら企業間の紛争を審理・判断する第一審の商事裁判所の新受件数は民事関連の経済的紛争事件130万3844件、行政関連の経済的紛争事件31万5737件を含む全169万6796件(破産事件を除く)である。

これらを総計すると、ロシア連邦における民事・行政・家事事件の新受件数は合計1953万6323件となる。

これに対し、日本の最高裁が公表している司法統計によると、2015年の民事・行政事件の新受件数は143万2279件、家事事件は96万953件であり、その合計は239万3232件である。

ロシア連邦の人口は現在1億4680万人<sup>1</sup>、日本の人口は約1億2770万人とロシアが15%程度多い程度であるが、ロシアでは民事・行政・家事事件の総数は日本の約8倍の件数の申し立てがなされていることになる。

ロシアの法体系は日本と同じく大陸法であり、民事訴訟法において弁論主義、処分権主義が採用され、裁判を傍聴した限りにおいて日本の民事訴訟制度と多くの部分で共通する。

しかし、ときおりその制度の随所に職権主義的傾向が見られ、また強力な判決の効力や複雑な審級、多元的な司法の構造などその民事訴訟制度の違いも見られる。

本稿においてはロシア連邦民事訴訟法の原理・原則、第一審、控訴審、破棄審、監督審、再審の各審級の手続、日本の民事訴訟法との相違点、実務的運用について明らかにしたい。

ただし、ロシアにおいて法律改正は驚くほど頻繁になされ、また連邦最高裁総会決定において民事訴訟法の条文上の解釈がなされているが、条文解釈と評価するのが困難なレベルの内容もあり、その正確な理解は容易ではない。

<sup>1</sup> 外務省ホームページ ロシア連邦基礎データ

また、ロシアは多様な民族からなる連邦国家であり、また国土も広大で地域の実情も大きく異なることが推察され、国内第2位の規模のサンクトペテルブルグとその他の地域では民事訴訟手続の運用が異なることも考えられるので、その点は留意が必要である

訴訟法を理解するためには、局所的な検討よりもそれぞれの制度・手続の相互関係・全体像を理解する必要があると考え、まず第一に第一審から監督審までの訴訟手続を中心に明らかにするように努めた。

仮処分・訴訟費用などについてはひとまず割愛しているが、今後加筆し、より詳細に論述する必要のある箇所についても今後補充していきたい。

ロシア連邦民事訴訟法において用いられる法律用語については、必要な限り、ロシア語も記載する。

## 第2 ロシア連邦民事訴訟法の諸原則

1 まず、ロシア民事訴訟法（以下、「ロシア民訴法」または「法」という）の諸原則は、当然ではあるが全体的には日本の民事訴訟法の原則と多くの点において共通する。しかし、個別的にみたとき、弁論主義・処分権主義については比較的制限されるなど、日本の民事訴訟法と明らかに異なる部分がある。

以下、主要な原則について説明する。

### 2 裁判官の独立（независимость судьей）

ロシア連邦においても司法権の独立、裁判官の独立が憲法上保障されている。

ロシア連邦憲法 118 条、法 5 条は司法権の独立を規定し、ロシア連邦憲法 120 条、法 8 条は、裁判官が独立した存在で、ロシア憲法と連邦法にのみ従うことを定める。

裁判官の独立を保障するために、連邦法「裁判官の地位について」<sup>2</sup>第 10 条 1 項は、裁判官に対する訴訟外での接触を禁じている。

特徴的な制度として、裁判官に対する訴訟外の接触の情報（информация о внепроцессуальных обращениях）がインターネット上の各裁判所の公式ホームページにおいて公表されるという制度がある（法 8 条 4 項）。

ロシア連邦最高裁の命令<sup>3</sup>（приказ）により公表される手順が規定され、①当該情報が入った日、②その接触の方法（書面か口頭か）、③接触したものの氏名、④事件番号、⑤審理している者の氏名、⑥電磁的な方法の場合は PDF 等を添付されて公表される。

ただし、これら「接触」の事実が直ちになんらかの訴訟指揮や裁判官の忌避事由になるものではないとされている（法 8 条 4 項、16 条 3 項）。

インターネット上で検索すると、現実に接触のあった件について報告されている<sup>4</sup>。

具体的な件数などは不明であるが、このような制度が採用されているということから裁判官に対するなんらかの介入は少なくないものと推察される。

---

<sup>2</sup>Закон Российской Федерации от 26 июня 1992 года № 3132-1 «О статусе судей в Российской Федерации»

<sup>3</sup>Приказ Судебного департамента при Верховном Суде РФ от 11 декабря 2013 г. № 241 “Об утверждении Порядка размещения в информационно-телекоммуникационной сети Интернет информации о внепроцессуальных обращениях”

<sup>4</sup> 地区裁判所などの通常裁判所の HP に記載されている具体例は確認できないが、商事裁判所の HP には裁判外で送付された書面などが掲載されるなどしている。

### 3 審理の公開 ( Гласность судебного разбирательства 連邦憲法 1 2 3 条 法 1 0 条 )

原則として、ロシアの民事訴訟は全ての審級において全ての手続が公開である。

日本の弁論準備手続は原則非公開であるが、類似の制度であるロシア連邦の裁判準備手続においても、裁判官は法服を着用し、公開の法廷で行われる<sup>5</sup>。

例外的に審理を非公開とできるのは法 1 0 条 2 項に定める場合、もしくは連邦法に定めのある場合に限られる。

具体的には、国家機密を有する情報、子の養子縁組についての秘密、その他連邦法で定められた事件について非公開の法廷において審理され、商業上その他法律により保護されるべき秘密、侵害されない個人のプライバシーもしくはその他の事情の秘匿の必要性がある場合には、上申により、適正な審理を阻害する可能性、あるいは当該秘密の公開による被侵害権利、国民の法律上の権利を考慮の上、非公開の審理が許可される。

判決の言渡も原則として公開であるが、未成年者 ( 1 8 歳未満 ) の権利・法的利益を害する場合には非公開の法廷で言い渡される ( 法 1 0 条 8 項 )

日本の裁判所において録音することは原則認められないが、ロシアにおいては当事者、傍聴人ともに裁判期日においてメモをし、録音することが認められている ( 法 1 0 条 7 項 )。しかし、写真撮影、テレビ・ラジオによる放映は裁判所の許可がある場合にのみ許される。

### 4 法遵守の原則 ( принцип законности 連邦憲法 1 5 条、法 1 1 条 )

ロシア連邦憲法 1 5 条は連邦憲法の最高法規性、憲法遵守義務を定めている。

ロシア民法は、裁判所がロシア連邦憲法、ロシア連邦の加入する国際条約、連邦憲法法規、連邦法、ロシア連邦大統領の法規範、ロシア連邦政府の法規範、ロシア連邦構成主体の憲法・法・その他の法規範、地方自治政府の法規範に基づいて審理しなくてはならないことを定める ( 法 1 1 条 1 項 )。

この法 1 1 条の規定は、各法規範の優劣関係の順に記載されている。

例えば、連邦憲法法規ФКЗ ( федеральный конституционный закон ) は、憲法上定められた事項について規律する法規であり、上院の 4 分の 3、下院の 3 分の 2 の議決を要

---

<sup>5</sup> ロシアでは全ての裁判が公開されるのが原則であり、外国人も法廷傍聴することができる。地区裁判所、市裁判所などの全ての下級審において入り口で金属探知機によるチェック、受付にて行き先の確認とパスポートチェックが行われるが、裁判所への入館は自由である。

しかし、連邦最高裁の傍聴については、施設内の入館申請に最高裁判事等の署名がなされるとい運用が取られ、HP上でもそのように記載されている。

モスクワの連邦最高裁に事前の問い合わせをすることなく傍聴に行ったところ、裁判所職員が長時間協議し、「あなたは外国人であるから」という理由で日本総領事館もしくは大使館の公印のある申請書の提出を求められた。通常、そのような書類の取得は困難であり、事実上の拒否回答と思われたが、モスクワの日本大使館にお願いをし、速やかに公印のある申請書を交付していただき、ようやく傍聴することができたという経過がある。なお、入館後は事務官が付き添い、その出入りを管理していた。

サンクトペテルブルグに所在する憲法裁判所の法廷傍聴は、期日の三日前に憲法裁判所のインターネット上の公式サイトにおいて裁判傍聴が公募されるので、インターネット上で申請を出し、当日入構証を受領して傍聴をするというシステムをとっており、連邦最高裁のときのような在外公館の公印のある申請書の提出は求められなかった。

し、連邦法Φ3 ( федеральный закон ) よりも成立要件が厳格に規定され、上位規範となる。

ロシア連邦の加入する国際条約は、憲法を除くその他の法規の上位規範とされ、条約と連邦法等が矛盾する場合には国際条約が適用されることが明記されている ( 法 1 1 条 4 項 ) 。

取引上の慣習も適用されるが、強行法規に反する慣習は認められない ( 連邦民法 5 条 ) 。また、憲法裁判所の判決、連邦最高裁総会決定についても法規性を有し、裁判官、下級審を拘束する<sup>6</sup>。

適用すべき法がない場合には類推適用 ( аналогия закона ) 、類推すべき法規もない時は法律の基本的性質と趣旨に従って審理する ( аналогия права ) ことも同条により規定されている。

## 5 弁論主義 ( принцип соотязательности )

日本の民事訴訟手続においては私的自治の原則から弁論主義が取られているが、ロシアにおいても、「訴訟手続は弁論主義と当事者の平等に基づいて行われる。」 ( 連邦憲法 1 2 3 条 3 項 ) と規定され、民事訴訟が弁論主義の原則に基づいて行われることは同様である。

しかし、ロシア民訴法における「弁論主義」については、日本の場合と少し異なる部分がある。

立証責任についてロシア民訴法は、「連邦法に他の定めのない限り、両当事者は、自らが請求の基礎として、または抗弁の基礎として引用する事実を立証しなければならない。」と主張・立証責任の分配について規定する ( 法 5 6 条 1 項 ) 。

しかし、同 2 項において「裁判所は、いかなる事実が事件において意味を有するか、いかなる当事者にその立証責任があるかを判断し、いずれの当事者も主張していない場合においても、その事実を争点とする」と規定し、かなり職権的な主張整理が予定されている ( 法 5 6 条 ) 。

この法 5 6 条 2 項に関し、連邦憲法 1 9 条に定める裁判所における当事者の平等原則に反するとして憲法訴訟が提起されたが、憲法裁判所は「積極的な争点整理 ( 主張整理 ) は適正判決に向けた裁判所の役割である」と判示し、違憲性はないとして不受理決定がなされている<sup>7</sup>。この点について、裁判所は侵害された権利、自由、法的利益を救済する役割があるので、受動的にではなく、客観性、公平性を維持しつつ、積極的に争点整理しなければならないと解説され<sup>8</sup>、適正判決の観点から弁論主義が制限を受けることを前提とするものと解される。

確かに日本においても争点整理の際に、当事者、特に代理人のついていない本人に対して詳細に釈明し、主張・立証を促した上で争点とすることはままあり、日本における運用とどの程度異なるのかは断言できない。

---

<sup>6</sup> Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
4 2 ページ

<sup>7</sup> 詳細は第 4 の 1 に記載

<sup>8</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
1 4 0 ページ

しかし、法56条2項は主張を促す「釈明」とどまらず、当事者が主張していない事実を直接争点としえるという意味において、やはり日本の弁論主義とは異なる点があると思われる。

#### 6 処分権主義 ( принцип диспозитивности 法3、29、32、35、39条 )

当事者は、自らの意思により、訴えの提起、当事者の同意による仲裁廷への移送、裁判上の和解、訴えの変更、請求の放棄、請求認諾、不服申立をなすことができる。ただし、後述する通り、日本の民事訴訟法とは異なる点で処分権主義は制限されている。

#### 7 口頭主義 ( принцип устности 法157条2項 )

ロシアの裁判期日を傍聴すると、日本とは異なり、訴訟手続において口頭主義に則って審理がなされているという印象を受けた。<sup>9</sup>。

まず、事件の審理は、裁判長による事件の告知 ( доклад ) によって開始され ( 法172条 )、事案の概要、争点などが記載された書面を裁判長が朗読する。

その後、裁判長は、原告に対して自らの請求を維持するか否か、被告に原告の請求を認めるか否か、訴訟上の和解により事件を終結させる希望があるか否か、調停に付する希望があるか否かなどを確認する。

その後の審理においても、法廷を傍聴した限りにおいては、当事者・代理人の主張はもっぱら口頭でなし、その都度、裁判官、相手方当事者から釈明を求められ、それに口頭で回答していた。

日本においては、すでに提出済みの訴状や準備書面に対し、当事者が「陳述します」と述べるのが一般的運用であり、そのようなやり取りは一切みられず、この点においては大きな違いがあった。

ただし、ロシア民訴法で定められている訴訟行為、例えば訴え提起については訴状を書面で提出しなければならないが、当然一定の範囲で書面主義が採用されている。

#### 8 合理的期間内の審理の原則

( 1 ) 日本においては、民事訴訟手続における審理期間の法律上の定めはない。日本の地方裁判所における審理のペースは、訴状提出後、約1ヶ月先に第一回期日が定められ、その後一ヶ月ごとに期日が指定されるというのが通常で、医療過誤訴訟、建築紛争などの事実の主張が複雑な事件や多数の法律上の争点が含まれる事件においては第一審判決に至るまで2年以上要する事件も珍しくない。

しかし、ロシア民訴法においては各審級の審理期間が法定され、その審理期間は日本の実務家であれば驚くほど短い。

法6条の1第1項で、「裁判所における訴訟手続、裁判の執行は合理的期間において実施される」旨規定し、同2項でロシア民訴法による審理期間の法定と、例外的に合理的期間内における期間の延長を規定する。

---

<sup>9</sup> 口頭主義の遵守について、全面的に肯定的に評価しえるかという疑問が残る。ロシアの民事事件の判決においては基本的な条文の適用の誤りなどは稀ではないという印象があるが、日本と比較してロシアの審理期間は極めて短期であること、裁判官・代理人の資質・能力的な問題、法律の頻繁な改正などが相まって生じているとも考えられる。

通常裁判所の第一審は、地区裁判所<sup>10</sup>については訴状が到達してから2ヶ月以内に判決まで至らなくてはならず、治安判事については1ヶ月以内と定められている(法154条1項)。

ただし、職務復帰訴訟(職務上の地位確認請求訴訟)、養育費請求訴訟については、その要保護性から地区裁判所の事件であっても1ヶ月以内と定められている。

実務においても、サンクトペテルブルグの通常裁判所(第1審)において傍聴している限り、常に次回期日は1週間から10日以内に指定され、期間内審理の原則が意識されているという印象を受けた<sup>11</sup>。

但し、同2項、3項により、事案の性質によっては審理期間を延長することが認められ、また法152条3項において、事案の複雑性を考慮して裁判準備期日について審理期間を指定することも認められている。ワシレオーストロフスキー地区裁判所で少し話した賃金請求事件の原告本人は8ヶ月事件が続行している旨述べていた。

(2) 審理促進の申立(заявление об ускорении рассмотрения 法6条の1、5項、6項)

訴状が受理され、または訴状が手続に付された後、事件が長期間審理されず、裁判手続が長期化している場合には、利害関係人は、裁判所の長に対し、事件審理促進の申立をなすことができる。

裁判所の長は、その申立がなされてから5日以内に審理をなし、審理の結果、理由を付した決定をなして、当該事件の裁判期日を実施する期限を定め、審理を促進する訴訟手続を定めることができる。

9 訴訟手続における公用語使用の原則(принцип национального языка судебного производства)

民事訴訟手続において、原則としてロシア語が用いられるが、連邦構成主体である共和国の公用語も用いられる。ただし、軍事裁判所(法9条1項)、連邦最高裁の審理<sup>12</sup>はロシア語で行われる。

10 その他

その他の原則としては、法と裁判所における当事者の平等(равенство перед законом и судом)や、直接証拠調べの原則(Принцип непосредственности судебного разбирательства 法157条1項)などがある。

---

<sup>10</sup> 日本の地方裁判所は本庁と支部に分かれているが、ロシアではそのような構成ではない。各行政区分にそれぞれ別個の地区裁判所(районный суд)が設置されている。

<sup>11</sup> この日本とロシアの民事事件における審理期間の差については、毎年交流しているサハリン州の弁護士・裁判官らとの間で話題にのぼり、「なぜそんなに時間がかかるのか?」「なぜ、そんなに早く審理ができるのか」と双方驚くのが半ば恒例となっている。しかし、基本的な条文の適用などに誤りのある裁判もロシアにおいてはみられ、短期間の審理が良いとは言えない。

<sup>12</sup> ФКЗ “О судебной системе Российской Федерации”

### 第3 管轄

#### 1 事物・土地管轄の特徴

日本においては訴訟はほぼ類型化され、家事事件を管轄する家庭裁判所、民事事件を管轄する地方裁判所・簡易裁判所の事物管轄を誤ることはあまり考えられない。

また、日本の裁判所の審級、原則として地裁、家裁、簡裁が第一審裁判所と定められ、控訴審は高裁、上告審は最高裁と一つの体系をなしている。

ロシアにおいては民事事件・行政事件を管轄する「通常裁判所」と経済紛争を管轄する「商事裁判所」に裁判管轄が区分されている<sup>13</sup>。

そして、その管轄規定が抽象的であり解釈に委ねられるため、裁判所・裁判官ですら裁判管轄の判断が分かれることがある。

さらに、審級についても、国家機関・連邦構成主体が当事者となる事件など、紛争の内容によっては上級審が第一審になり、その不服申立手続等も存在するため、これら訴訟全体における裁判管轄・事物管轄は複雑である。

ロシア民訴法において、最も複雑な規定の一つが管轄についての定めであり、注意を要する。

#### 2 裁判管轄

##### (1) 通常裁判所の裁判管轄

ロシア民訴法は、通常裁判所 (общая юрисдикция) の裁判管轄 (подведомственность) を規定し、企業間の経済的紛争を取り扱う商事裁判所 (арбитражный суд) とその審理の対象が区別されている<sup>14</sup>。

通常裁判所における審理の対象となる事件は下記の通りである (法22条)。

- ①民事、家事、労働、住居、土地、環境、その他の権利関係に関する事件
- ②命令手続
- ③特別手続
- ④仲裁判断に関する紛争、執行文付与
- ⑤外国判決の承認・執行
- ⑥仲裁廷の手続への関与に関する事件

法22条1項ないし3項において通常裁判所の管轄が定められ、同3項但書において、商事裁判所に裁判管轄のある「経済的紛争その他の事件」については審理・判断し得ないことが明記されている。

##### (2) 裁判管轄の判断

民事 (ГПК РФ)、商事 (АПК РФ)、行政訴訟 (КАС) の各手続法は、それぞれ別に定められている。

---

<sup>13</sup> かつては、民事訴訟と商事訴訟は完全に二つの体系に分かれており、民事訴訟の最終審は連邦最高裁、商事訴訟の最終審は連邦商事最高裁であった。しかし、最終審の判断に矛盾が生じる不都合を解消するため2014年に連邦商事最高裁が廃止され、連邦最高裁に統合された。

<sup>14</sup> 管轄を意味するロシア語として、подведомственностьとподсудностьがある。前者は、事件が通常裁判所、商事裁判所、憲法裁判所のいずれに管轄がある場合であるかについての意義であるから裁判管轄と訳し、後者は通常裁判所における治安判事と地区裁判所の管轄の違いを意味するため、подсудностьを事物管轄、территориальная подсудностьを土地管轄と翻訳した。



商事裁判所の裁判管轄について、ロシア連邦商事訴訟法 27 条 ( АПК ) は、「経済的紛争、企業活動、その他の経済活動の遂行と関連するその他の事件は商事裁判所の管轄に属する。」と定める。

しかし、民事訴訟法、商事訴訟法のいずれにおいても、商事訴訟法が対象とする事件について具体的に規定されていない。

そのため、当該事件の裁判管轄が通常裁判所に属するのか、それとも商事裁判所に属するのか、条文から直ちに判断することが困難な場合があり、その裁判管轄の帰属については解釈により決定される。

まず、ビジネスに関連する全ての紛争は商事裁判所という考え方もあるが、この解釈は、連邦憲法「最高裁判所について」において国家機関、連邦構成主体間の経済紛争については通常裁判所であるロシア連邦最高裁判所を第一審とする定める 2 条 5 項に反すると指摘されている<sup>15</sup>

結局、商事手続法 27 条は一義的ではなく、裁判管轄を適切に判断する基準が必要となる。

その基準としては、①事件の性質と訴訟物が企業活動、経済活動に関わるものか否か、②当事者が登記された企業もしくは個人事業主であるか、③当事者間に契約があるか、④権利の争訟性があるか、⑤法規範の性質（法規範とその対象の特徴）を基準として決められるとされている<sup>16</sup>。

この中で最も重視されている要件は①であり、具体的にはロシア連邦民法第 2 条<sup>17</sup>に規定する企業活動の定義を前提に、企業活動に該当するか否かを検討することになる。

ロシア連邦最高商事裁判所総会決定<sup>18</sup>においても、同様のアプローチで裁判管轄が判断されている。

### ( 3 ) 裁判管轄判断の困難性

通常裁判所の裁判管轄に属するか、商事裁判所の裁判管轄に属するかという問題については、そもそもその判断に困難を伴うため、原告のみならず、裁判所においても法律適用の誤りを生じさせている。

モスクワ市商事裁判所の決定が誤った判断のリーディングケースとしてあげられている<sup>19</sup>。

これは、有限責任会社の社員権を有する母親が死去し、その相続分 7 . 6 3 % の社員権を相続した原告が、当該有限会社及びその社員に対して社員権の確認請求訴訟を商事裁判所に提起した事件である。

<sup>15</sup>Арбитражный процесс / Под ред. М. К. Треушникова. М.: Городец, 2015.

<sup>16</sup>В. В. Ялков. Арбитражный процесс 2015 68ページ

<sup>17</sup> ロシア連邦民法第 2 条は、「民事法は、企業活動をおこなう者の関係、またはそれらの者の関与のもと、自らのリスクのもとに自的に行使され、財産の利用、商品の販売、業務の遂行、サービスの提供により業として利益を得ることに向けられた行為が企業活動であることに鑑み、企業活動をおこなう者、もしくはそれらの者の関与に関する関係を調整する」旨規定する。

<sup>18</sup>ПОСТАНОВЛЕНИЕ ПРЕЗИДИУМА ВАС РФ N 8923/05 ОТ 08.11.2005

<sup>19</sup>Гражданское Процессуальное Право Под Ред Р.А.Курбанова, В.А.Гуреева Проспект 6 9 ぺーじ

モスクワ市商事裁判所は、本件請求が、民法、家族法の相続権を根拠とする請求であり、相続に関連する事件であるから、商事裁判所の裁判管轄には属さない旨判示し、終結決定<sup>20</sup> ( определение о прекращении производства ) をした。

原告が第一審判決を不服として控訴したところ、第9控訴商事裁判所は、「会社、他の社員が原告を社員として認めることを拒絶したことにより提起された本件訴訟は、会社法により規律されるものであり、相続法により規律されるものではない。従って、本件の判決は相続に関する審理をするのではなく、相続人の請求を拒否した他の社員の行為が連邦法「有限会社法」に合致するか、会社の定款に合致するか否かという問題である旨」判示して、原判決を取り消し、新たな審理へ差し戻しをした。

なお、この事件はその後の審理において最終的に請求棄却の判決がなされたが、裁判管轄の判断に困難が伴うことを表している。

商事裁判所の裁判管轄については、ロシア民訴法、商事訴訟法上、その区別が具体的に規定されていないため、上記のような相続により株式を取得した相続人が、当該株主権の行使を会社から拒絶されたという事案においては、それが相続法の問題であるのか、それとも会社法の問題であるのかというのはロシア法上、直ちに判然としない。我々の感覚からすると原告被告の主張がそれぞれ出揃い、裁判準備期日における争点整理がかなりの程度進行しないと適法な管轄が判別し得ないものと思われ、未だに大きな問題が残されていると思われる。

#### (4) 裁判管轄の判断の困難性により生じる問題

この「裁判管轄」の問題は、それだけにとどまる問題ではない。

異なる裁判管轄における移送はロシア民訴法上規定されておらず、上記裁判例の通り、商事裁判所において「管轄違い」と判断されたとしても商事裁判所から通常裁判所へ移送されることはなく、終結決定がなされるのみである。

この「裁判管轄の誤り」が生じた場合の最大の問題は、管轄違いの訴えの時効中断効の有無であった。

日本においても、ロシアにおいても、訴訟提起をなす場合、当然その請求と同時に訴え提起による時効中断効を期待して提起する。

時効の中断について、ロシア連邦民法第204条1項は「定められた手続により訴訟提起をなしたときは時効は進行しない」と定めている。

この点、かつて最高裁総会決定においては、適法な訴えによってのみ時効中断が認められると判示し、誤った裁判管轄による訴え提起によっては時効は中断しない旨の判断がなされていた。

すなわち、消滅時効の完成が近い請求権について、裁判管轄を誤った場合、時効の中断効が生じず、時効が完成してしまうことになる。

しかし、通常裁判所と商事裁判所の裁判管轄の判別は事案によっては極めて困難であり、しかもその管轄違いの誤りは両裁判管轄の規定の曖昧さによって生じるものであり、上級審においてその「裁判管轄」が否定され、しかも時効の中断が認められない場合、原告に著しく酷な結果をもたらすことになる。

---

<sup>20</sup>Определение от 13 августа 2014 г. по делу № А40-54737/2014

結局、2015年9月29日ロシア連邦最高裁総会決定N43<sup>21</sup>は、原告の行為が原因となった場合を除き、不審理の決定により事件が終結した場合には最大6ヶ月の範囲で時効が中断する旨の連邦民法204条3項の規定を類推し、裁判管轄違いを理由とする手続終結決定による場合であっても、決定後最大6ヶ月の範囲で時効期間が延長される旨判示し、2016年1月28日ロシア連邦最高裁破棄審決定<sup>22</sup>においても同様の判断がなされ、この不都合は現時点においては実務上解決されている<sup>23</sup>。

このように、民事訴訟法と商事訴訟法の違いにより様々な点において混乱が生じており、両手続法を統一した統一民事訴訟法のコンセプトが下院ワーキンググループにより承認されているが、具体的に統一されるか否かは不明である<sup>24</sup>。

(5) 通常裁判所の裁判管轄に属する事件と商事裁判所の裁判管轄に属する事件が訴訟上、分離不可分な場合には、通常裁判所の裁判管轄に帰属する。

## 2 事物管轄 ( подсудность )

(1) 通常裁判所とは、①治安判事、②地区裁判所、③共和国最高裁判所、管区裁判所、地方裁判所、連邦指定都市裁判所、自治区裁判所、自治管区裁判所、管区(艦所属の)軍事裁判所、④ロシア連邦最高裁判所<sup>25</sup>をいう。

第一審となる治安判事の事物管轄は、法23条に定める通り、裁判命令、5万ルーブル未満<sup>26</sup>の訴額の事件や子に関する紛争のない離婚事件など比較的軽微な事件を取り扱うロシア連邦構成主体に帰属する通常裁判所である。日本の簡易裁判所に似た機関である。

第一審となる地区裁判所の事物管轄は、治安判事、軍事裁判所の管轄に属する事件以外の事件で、通常裁判所の裁判管轄の事件を審理・判断するロシア連邦に帰属する機関である

(2) 写真・映像などの画像創作物を除き、インターネット上を含む著作権の保護に関する事件、その保全処分については、モスクワ市裁判所に第一審の事物管轄を集約している

---

<sup>21</sup>Постановление Пленума Верховного Суда Российской Федерации от 29 сентября 2015 г. N 43

<sup>22</sup>Судебная коллегия по экономическим спорам Верховного суда Российской Федерации в Определении от 28.01.2016 № 307-ЭС15-12729 по делу № А56-50131/2014

<sup>23</sup> 上述した事例を見ても、裁判管轄が通常裁判所になるのか、商事裁判所になるのかについて両訴訟法の規定上明確に判断することは困難である。当事者・代理人のみならず裁判所においてもその判断を異にすることがある以上、規定に問題があると言わざるを得ず、上記判例により判例変更がなされるまではインターネット上には当事者らの怨嗟の声が見られた。

<sup>24</sup>"Концепция единого Гражданского процессуального кодекса Российской Федерации" (одобрена решением Комитета по гражданскому, уголовному, арбитражному и процессуальному законодательству ГД ФС РФ от 08.12.2014 N 124(1))

<sup>25</sup>ロシア連邦最高裁判所は、2014年になされたロシア連邦最高商事裁判所の廃止と統合により、商事訴訟手続においても最終審となっている。

<sup>26</sup> 日本円で約10万円ほど

(法26条3項)。画像などの映像創作物の著作権侵害については、通常の管轄規定に従って審理される。

(3) 治安判事は、連邦構成主体に帰属する機関であり、その他の裁判所、ロシア連邦最高裁判所、地区裁判所、共和国最高裁判所、管区裁判所、地方裁判所、連邦指定都市裁判所、自治区裁判所、自治管区裁判所、管区(艦所属の)軍事裁判所はロシア連邦の機関である。

ロシア民訴法の審級は、第一審(первая инстанция)、控訴審(апелляционная инстанция)、破棄審(кассационная инстанция)、監督審(надзорной инстанция)の四審制をとる。

各審級については、別表1記載の通りの区分となる。

一般的な事例は、第一審が地区裁判所、控訴審・破棄審(第1)は共和国最高裁判所、管区裁判所、地方裁判所、連邦指定都市裁判所、自治区裁判所、自治管区裁判所、破棄審(第2)・監督審が連邦最高裁判所となる。

### 3 土地管轄(территориальная подсудность)

#### (1) 普通裁判籍

被告の住所地<sup>27</sup>もしくは被告法人の所在地に訴えを提起するのが原則である(法28条)。

#### (2) 原告による選択的管轄

以下の事件についてはその要保護性から、原告がその土地管轄を選択することが認められている(法29条)。

- ・ 被告の住所が不明、もしくはロシア連邦に住所を有さない場合に、被告の財産の所在地またはロシア連邦内の最終の住所地
- ・ 法人の支店または出張所の業務に起因する訴訟で、その法人を相手方とする場合は、その支店・出張所の所在地
- ・ 養育費請求訴訟、父子関係確認請求訴訟について、原告の住所地
- ・ 離婚請求訴訟で、原告のもとに未成年(18歳未満)の子がいる場合、健康上の理由で被告の住所地まで行くことが困難な場合に原告の住所地
- ・ 身体障害、その他健康障害による損害賠償請求、または養育者の死を理由とする損害賠償請求事件について、原告の住所地または損害の生じた地
- ・ 年金・住居の権利の回復、不法な告訴・不法に刑事責任を負わせ、監視付きの外出禁止処分の不当な適用、差押による不法な行政処分により生じた損害の賠償に関連する財産の返還請求またはその対価の請求をなす場合に原告の住所地
- ・ 個人情報保護に関する請求(損害賠償請求を含む)については原告の住所地
- ・ インターネット上の検索結果削除請求事件については原告の住所地
- ・ 労働権の回復に関する事件は原告の住所地
- ・ 費者の権利の救済に関する訴訟は、原告の住所地、または滞在地、または契約の締結地、履行地

<sup>27</sup> 住所地の定義については、連邦民法20条に定めがあり、1項は、個人が常にまたは主に居住する場所を言い(同1項)、14才未満の未成年、被後見人の住所は両親、養親、後見人の住所地をいう(同2項)

- ・船舶の衝突に起因する損害賠償請求、船舶における労働の対価として船員に支払われるべき給料その他の金員の請求、本国送還の費用、社会保険の費用、海上における救助の対価として支払われるべき報酬の請求は、被告の船舶の所在地もしくは船舶の登録の地
- ・履行地が指定された契約（労働を含む）から生じる訴訟の場合、その契約の履行地

### （３）専属管轄（исключительная подсудность 法30条）

以下の事件については、専属管轄とされ、当事者の合意によっても変更し得ない。

- ・土地、地中、建物（居住用・非居住用を含む）、建築物、設備、土地と密接に関連するその他の対象の権利に関する訴訟、また差押財産の解放に関する訴訟については、それらの対象や差押財産の所在地の裁判所
- ・相続人によって相続財産が取得されるまでに提起された被相続人の債権者による訴訟については、相続財産の発見された場所の裁判所
- ・運送契約から生じる運送人に対する請求については、その契約に基づく請求の名宛人と定められた運送人の所在地の裁判所

### （４）合意管轄（договорная подсудность）

当事者の合意により、事件が訴訟手続に付される前までに土地管轄を変更することはできるが（合意管轄）、法26条、27条、30条の管轄については変更することができない。

### （５）土地管轄の検索

各裁判所の管轄区域については、その裁判所の行政区域により定められ<sup>28</sup>、各裁判所のホームページに管轄区域が記載されている。

## 4 併合管轄（法31条）Подсудность нескольких связанных между собой дел

複数の被告に対する訴訟提起の際、複数の被告のうち一人の原告の住所地を原告が選択して提起することができ、反訴の提起は本訴裁判所にのみ提起することができる。

刑事事件と関連して提起される民事事件について、すでに刑事手続において損害賠償請求を提起している場合を除き、ロシア民訴法の定める管轄規定に従って提起される。

## 5 移送 Передача дела в другой суд 法33条

（１）管轄規定を順守してなされた訴訟は、その後審理の過程において他の管轄が生じた場合であっても審理がなされている裁判所で終局的に判断される。

しかし、以下の場合には、他の裁判所へ移送することが定められている。

- ・当初被告の住所地が不明であったが後に判明し、被告が移送の上申をなしたとき
- ・両当事者が大多数の証拠の所在する地の裁判所への移送を上申した時
- ・管轄違い（нарушение правил подсудности<sup>29</sup>）が明らかとなったとき
- ・裁判官の忌避され、かつ交代の裁判官を補充できず、その後の審理が不可能となった時

<sup>28</sup>Гражданское процессуальное право, Проспект. 2016 76ページ

<sup>29</sup> 裁判管轄（подведомственность）違反ではなく、通常裁判所・商事裁判所間の移送規定ではないことに注意を要する。

( 2 ) 民事の権利関係から生じる紛争で仲裁合意が存在する事件について訴訟提起された場合には、当事者の申立により、仲裁廷 ( тречеиский суд ) へ移送される

ただし、家族関係、労働事件、相続、国有財産に関する紛争など一定の事件については仲裁廷による審理・判断が認められず、仲裁合意があったとしても事件は移送されない

( 法 2 2 条 1 )。

( 3 ) 複数の関連する請求が併合され、また訴えの変更や反訴の提起により、訴額が 5 万ルーブルを超え、地区裁判所の管轄になる場合にも、すべての事件は地区裁判所へ移送される ( 法 2 3 条 3 項 )。

( 4 ) 事件の移送がなされた後、移送された裁判所は事件を受理し、審理しなければならない ( 法 2 3 条 4 項、3 3 条 4 項 )

( 5 ) 上述したとおり、通常裁判所と商事裁判所間の移送の規定はなく、裁判管轄 ( подведомственность ) の管轄違いが明らかとなった場合、終結決定により手続が終了する。

#### 第 4 訴訟上の期間 ( процессуальные сроки ) 第 9 章

1 ロシア民訴法においては、各審級における審理期間が定められている他、不服申立期間など訴訟手続に関する期間が定められている。

第 9 章では、その期間の計算について規定されている他、期間を徒過した場合の回復手続が定められている。

特に、不服申立期間を徒過した場合の回復手続については、各審級の不服申立の規定において言及がなされており、郵便事情などなんらかの事情により訴訟手続に参加することができなかった者の権利を回復するために極めて重要な手続となっていると推察される。

#### 2 期間の計算

( 1 ) 訴訟上の期間について「訴訟上の行為は、連邦法の定める訴訟上の期間になされなくてはならず、連邦法の定めのないときは、裁判所が期間を指定する。合理性の原則を考慮して裁判所により期間が定められなければならない。」と定める ( 法 1 0 7 条 1 項 )。

#### ( 2 ) 期間の始期

その期間の始期については「年、月、日により計算される訴訟上の期間の経過は、その開始が定められた日もしくは事象の発生の翌日から開始する。」と規定し、初日不算入である ( 同 3 項 )。

#### ( 3 ) 期間の終期

期間の終期については、法 1 0 8 条 1 項で「年 ( 単位で ) で計算されている訴訟上の期間は、期間の最終年の月日をもって満了する。月 ( 単位 ) で計算されている訴訟上の期間は、最終月の日を持って満了する。月 ( 単位で ) 計算されている期間の終期が相当な日がない場合には、期間は当該月の最終日をもって満了する。」と規定する。

年単位の期間については、最終年の月日の到来により満了する。

月単位の期間については、その最終月の日をもって満了するが、同一の日がない場合、当該月の最終日の到来により満了する。

例えば、破棄審の不服申立（法376条2項）については、原裁判の確定の日から6ヶ月間なすことができるが、仮に12月31日に原決定が確定した場合、その破棄審による不服申立の期間の終期は翌年6月30日の到来をもって満了する。

#### （4）最終日が営業日ではないとき

訴訟上の期間の最終日が非営業日である場合、その翌営業日が期間の終了日とみなされる。この非営業日については、共通の休日と連邦労働法に定めのある祝日をいう<sup>30</sup>。ロシア連邦労働法111条は、共通の休日は日曜日であると定めており、土曜日は含まれない。

#### （5）期間の満了する時

法108条3項、4項は、期間が満了する時間について定めている。

3項は「行使のための訴訟上の期間を定められた訴訟上の行為は、期間の最終日の24時まで行使されることができる。不服申立、書面、金員（の送付）が期間の最終日の24時まで郵便局に引き渡しになされた場合、期間は徒過したものとみなされない。」と定め、郵送が認められている訴訟行為については発信主義をとる。

しかし、裁判所に直接なさなければならない訴訟行為については、同4項において「訴訟上の行為が裁判所、その他の機関に対し直接行使されなければならない場合、期間は、裁判所、その他の機関において定められた規定により営業日が終了する時間、もしくはかかるべき業務が終了する時間をもって満了する。」と定め、当該営業日の就業時間をもって満了する旨規定する。

#### （6）期間の経過の効果 法109条

訴訟上の行為をなす権利は、連邦法に定められた期間もしくは裁判所により指定された期間の経過とともに消滅する。

訴訟上の期間が経過してなされた不服申立や書面の提出は、後述する訴訟上の期間の回復の上申が申し立てられない限り、裁判所によって審理されず、提出した者に返還される。

### 3 期間の回復手続（восстановление процессуальных сроков）法112条

ロシアにおいては、特に地方では郵便事情により、各種裁判文書の送達などが適切になされず、当事者の責によらない訴訟期間の徒過が生じるおそれもある。

法112条1項は、「連邦法に定める訴訟上の期間を徒過した者に対し、裁判所によりやむを得ない理由と認められる場合には徒過した期間を回復することができる旨」規定する。

申立人は期間の回復手続の申立と同時になすべき訴訟行為をしなければならず、その期間の回復手続に関して、裁判期日が開かれ、訴訟に参加する者に対し、期日の時間と場所が通知される。

例えば、控訴期間を徒過したものが控訴による不服申立をする場合は、期間回復申立と控訴申立を控訴審裁判所に同時になすことになる。

この裁判期日において、裁判所は申立人や訴訟に参加する者から事実を聴取し、「やむを得ない理由」の有無を判断する。

---

<sup>30</sup> Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
236 ページ

なお、破棄審・監督審への不服申立期間を徒過した場合には、不服申立と期間回復の申立を第一審裁判所にしなければならず、「やむを得ない事情」については裁判の確定から1年間の事情に限り、考慮される（法112条4項）

問題は、いかなる場合に上記「やむを得ない理由」が認められるかという点にある。

実務上、やむを得ない理由と認められるのは、当該利害関係人の意思によらない事情や個人的事情として、病気、一時的に住所地から出なければならない必要性、裁判文書の作成の遅延、郵便の遅配や非識字、ロシア語を解さないなど利害関係人の責に帰さない事情による裁判文書の受領の遅延などが挙げられている<sup>31</sup>。なお、法人の「やむを得ない事情」については、郵便の遅配などは考慮されるが、上記事情のうち、担当者の個人的事情は考慮されない。

この、訴訟期間回復請求の事件数については連邦最高裁の司法統計に記載されておらず、その申立件数は不明である。

しかし、憲法裁判所の通達や連邦最高裁の総会決議などでしばしばこの問題が取り上げられていること、2017年の改正により破棄審裁判所への不服申立手続を規定する376条において訴訟期間回復請求の規定が追加されていることなどから、訴訟に参加する者、利害関係人の権利を保護する重要な制度として捉えられているものと考えられる。

この訴訟期間の回復により、一度確定した裁判の結果が変更されうることになり、ロシア連邦における民事事件の裁判を不確定なものとする一因とも思われる。

## 第5 訴訟に参加する者（лица, участвующие в деле 法第4章）

### 1 訴訟行為能力 法37条

ロシアの訴訟行為能力（Гражданская процессуальная дееспособность）は18歳以上の国民と法人に認められ、18歳未満であるが婚姻している者や民法上行為能力が認められた者についても訴訟行為能力が認められる（эмансипация）。

14歳から18歳の未成年者については、法定代理人（親や後見人<sup>32</sup>）が訴訟行為をなすが、当該未成年者も訴訟に参加させなくてはならない。連邦法に定めがある場合には14歳から18歳の未成年者も独立して訴訟することができ、その場合裁判所は法定代理人を参加させることもできる。

14歳未満の未成年者、行為無能力者については法定代理人（親や後見人）が訴訟行為をなし、当該未成年者の訴訟への参加は裁判所の任意である。

### 2 当事者の権能と処分権主義（диспозитивность 法39条）

（1）原告（истец）は請求の原因（основание иска）と訴訟物（предмет иска）の変更（изменить）、請求の増減、請求の放棄（отказ истца от иска）を、被告（ответчик）は請求の認諾（признание иска）をなすことができ、当事者は裁判上の和解（мировое соглашение）することができる。

これらは当事者の権能は処分権主義に基づくものである。

なお、日本の「訴えの取下」と類似の制度として、第一審裁判所が訴状を受理決定をするまでは（訴状提出後、5日以内）、原告は訴状の返還を申し立てることができる（法135条1項6号）。しかし、第一審裁判所により申立受理決定がなされた後「訴えの取

<sup>31</sup> Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
240ページ

<sup>32</sup> 後見人については、опекунと попечительが存在する。опекунは14歳未満の子の未成年後見人で、попечительは14歳から18歳までの未成年の後見人、成年後見人を意味する。



下」に該当する制度はなく、原告は請求を維持するか、請求放棄をするかのいずれかしかない。

請求放棄、認諾、和解については、その意思表示をなした期日の調書に当事者が署名し、書面でなしたときは記録に編綴される。

請求放棄、請求認諾、和解について、それらを裁判所が承認するときには終結決定（определение прекращения производства по делу）をなし、裁判所がそれらを承認しないときには承認しない決定（определение）をする（法173条）。

すなわち、当事者による請求の放棄、認諾が法律に反する場合や第三者の権利を侵害する場合には許されず、裁判所はそれらについて判断して決定をなし、初めてそれらが認められる。

### （2）主観的訴えの変更 法41条 замена ненадлежащего ответчика

裁判準備期日、審理において、適切ではない被告、被告らに対して訴え提起がなされていることが判明した時は、裁判所は原告の上申または原告の同意のもとに適切な被告を訴訟に引き込むことができる。

後述する通り、共同訴訟における当事者、補助参加人（固有の請求を有さない第三者）については職権で参加させることができるが、それとは異なり、不適切な被告については処分権主義の観点から職権で変更することはできず、原告が同意しない場合、審理は当初の事件のまま係属する。

## 3 共同訴訟（法40条） процессуальное соучастие・

### （1）通常共同訴訟（факультативное соучастие）

下記の場合、複数の原告による、または複数の被告に対する訴訟提起が認められる。

- ①訴訟物が共通するとき
- ②同一の権利、義務関係から生じた紛争であるとき
- ③訴訟物が同種であるとき

（2）固有必要的共同訴訟（обязательное соучастие）の場合で、一部の当事者が欠ける場合、裁判所は職権で当該当事者を訴訟に引き込むことができる（法40条3項）。その際、事件の審理は最初からやり直しとなる（40条4項）。

固有必要的共同訴訟の具体例として、連邦法「ロシア連邦の居住用財産の私有化について」7条2項に定められているとおり、居室の所有権移転契約には、当該居室を利用する権利を有する未成年者、未成年者から譲渡を受けて居住している者、それらの者と別に居住しているが当該居室を利用する権利を失っていない者が当事者に含まれ、紛争が生じた場合にはこれらの者が全て当事者とならなければならない<sup>33</sup>

## 3 第三者（третьи лица） 法42条 43条

訴訟に参加する第三者としては①固有の請求をなす第三者と、②固有の請求を有さない第三者が認められている。①は日本民事訴訟法における独立当事者参加、②は補助参加と同じ制度と考えてよい。

第三者の参加が認められる場合には、裁判所はその旨の決定をなし、事件の審理は最初からやり直しとなる。

いずれの第三者の参加も第一審の裁判がなされるまで可能である。

<sup>33</sup> Гражданский процесс под ред М.К Треушников 2014 статус 154

固有の請求を有さない第三者の参加は、裁判が第三者の権利・義務に影響を及ぼす場合には当事者の申立のみならず、裁判所の職権によっても訴訟へ参加させることが可能であるという点に特徴がある（43条1項）。

事件に参加する第三者は、当事者と同じ権利、義務を負うが、訴えの変更、請求の放棄・認諾、和解、反訴、強制執行の申立はできない。

法43条1項において職権による第三者の引き込みが定められている趣旨、法41条で裁判所による主観的訴えの変更の勧しがなされている趣旨は、確定判決の強い強制力によるものであると思われる。

法13条は、裁判の強制力は、裁判が第三者の権利・法的利益を侵害する場合には当該第三者が裁判所に訴えを提起する権利を奪うものではない旨規定している。これは反対解釈すると第三者に対しても強制力は及ぶが、その第三者が別訴を提起することを妨げるものではないという趣旨である。

ロシア民訴法上確定判決により判決の強制力が及んでしまう第三者の手續保障を図るために職権による参加を規定していると思われる。

#### 4 検察官（прокурор） 法45条

（1）ロシア民訴法において、訴訟に参加する者のうち特徴的な存在が検察官である。

ソビエト連邦時代、検察官には広範な権限が認められ、民事事件についても裁判所に対する監督機能を有するとされていた<sup>34</sup>。

現在では、ロシア連邦憲法120条において、裁判所の独立が規定されているため、その監督機能は認められていないが、その名残としてか検察官が民事事件に関与する規定が民事訴訟法に定められている。

我が国においても、検察官が民事事件において当事者的に参加する制度（法廷訴訟担当）は存在するが、実際に民事事件において訴訟活動に関与することは極めて稀である。

しかし、ロシアにおいて検察官が民事事件に参加することは稀ではない。

ロシアにおける検察官の民事訴訟への関与には、①法廷訴訟担当として当事者的に関与する形態と②特定の事件について意見を述べるという形態がある。

#### （2）法廷訴訟担当・当事者的な参加

連邦法「ロシア連邦の検察について」<sup>35</sup>第35条3項には「個人の権利、法人や国家の法律上保護される利益を守ることが求められる場合には、ロシア連邦の手續法に従い、裁判所に申立をなし、事件に参加することができる。」と定め、それを受けて民訴法は法45条において、民事訴訟における検察官の参加を定めている<sup>36</sup>。

法45条に定める検察官が当事者的に関与する形態としては、①不特定の範囲の者の権利、自由、法律上の利益の保護のため訴訟提起をなす場合、②ロシア連邦、連邦構成主体、地方自治体の利益のために訴訟提起する場合、③特定の個人が、年齢、健康上などや

<sup>34</sup> Гражданское процессуальное право России под ред С Ф Афанасьева юрайт 2015 193

<sup>35</sup> Закон РФ “О прокуратуре Российской Федерации”

<sup>36</sup> 家族法70条は親権の剥奪や制限についての検察官の訴訟提起について定めている。

労働法391条1項は、労働紛争に関する委員会の裁定が違法である場合に検察官が訴訟提起することができるかと定めている。

むを得ない理由により、自ら訴訟提起することが困難な場合に、その者の権利、自由、法律上の利益の保護を求めて訴訟提起する場合である。

この場合、検察官は、当事者と同じ権利を有し、義務を負うが、厳密には当事者ではないため、訴訟上の和解をなす権限と訴訟費用の支払義務はない。

③の場合において、検察官が請求の放棄をなした場合に、本人、本人の法定代理人が同意しない場合には審理は続行するが、裁判所がその請求の放棄が法に反さず、また権利、自由、法的利益を侵害しないと判断した時には手続を終結させる。

### (3) 意見を述べるための参加

法45条3項において、「強制退去、職務復帰、生命・身体の侵害を理由とする損害賠償、検察官に付与した権限を行使することを目的として本法とその他連邦法が定める場合には、検察官は訴訟に参加し、意見を述べる」と規定し、特定の事件について検察官が意見を述べるために関与する。

サンクトペテルブルグ・ワシレオーストロフスキー地区裁判所において、検察官が意見陳述する職務復帰訴訟の期日を傍聴をした。制服を着用した検察官は、双方代理人とは別の観点から証人、本人を尋問し、また原告代理人に対しても質問するなど実質的に審理に関与している様子が見受けられた。

なお傍聴した事件においては、当事者の弁論が終わった後、直ちに検察官としての意見を述べ、審理は終結し、その後直ちに判決言い渡しとなり、検察官の意見と同じ判決の言い渡しがなされた。

## 5 他者の権利、自由、法的利益の保護のために訴え提起する者 法定訴訟担当

法46条は、法律上の定めがある場合には、国家機関、地方自治体、法人、個人は、その他者の求めにより、他者の権利、自由、法的利益の保護のため、訴えを提起し、また不特定の者の権利・自由・法的利益の保護のため訴えを提起することが認められている。これは日本の法定訴訟担当に該当する制度である。

具体的な権限などについては、連邦憲法法規「ロシア連邦における人の権利に関する担当者について」に規定され、個別具体的には連邦法に定められる<sup>37</sup>。

例えば、連邦法「消費者の権利の保護について」<sup>38</sup>46条において、国家機関、地方行政機関、消費者団体<sup>39</sup>に、生産者の違法行為の差止を求めて訴訟提起することが認められている。

この法定訴訟担当の権能は、上述した当事者的立場で関与する検察官の権能と同じく、裁判上の和解と訴訟費用の負担を除き、当事者と同一の権利、義務を有する。

## 6 国家機関、地方自治体の意見陳述による参加

連邦法に定めがある場合には、国家機関、地方自治体は第一審判決がなされるまでの間に意見陳述をなすために訴訟に参加することができる。

---

<sup>37</sup>ФКЗ “Об Уполномоченном по правам человека в Российской Федерации”

<sup>38</sup>ФЗ О защите прав потребителей

<sup>39</sup>общественные объединения потребителей (их ассоциации, союзы)

例えば、公共の用のために居宅を徴収される所有者が未成年者である場合、もしくはその所有者の家族のうち後見監督機関の監督に服している者がいる場合、所有者の家族のうちで両親の監督がない状態にある場合、後見監督機関の同意を要する<sup>40</sup>。

従って、これらに関する訴訟がなされた場合には、後見監督機関が意見を陳述することになる。

これらの意見陳述は、口頭でも書面でもよく、また証拠ではないが、判決の理由の中で言及される<sup>41</sup>。国家機関、地方自治体の参加が必要かどうかは、裁判準備期日において裁判所により判断される。

## 7 訴訟承継 процессуальное правопреемство 法 4 4 条

個人の死亡、法人の再編、請求権の譲渡、債務の移転、その他当事者が債務において変更する場合など当事者の脱退が生じる場合、裁判所は訴訟承継を認める決定をなす。

承継前になされた訴訟行為の効力は、承継後の当事者にも及ぶ。

## 第 5 代理人 судебное представительство 法第 5 章

### 1 ロシア民法は、本人もしくは代理人による訴訟提起を認めている。

代理人は、代理権を証明するために書類により委任を受けなければならないが、行為能力を有するものであれば誰でもなることができ（法 4 9 条）、後述する通り、弁護士にのみ制限されることはない。

裁判官、捜査官、検察官は裁判所における代理人となることはできないが、機関の代表、法定代理人になることはできる。

法 5 2 条の定める法定代理人（законные представители）は、両親、養親、後見人、成年後見人、不在者財産管理人であり、当事者が有する全ての訴訟行為をなすことができ、また任意代理人に委任することもできる。

代理人により訴訟に参加することができるのは、当事者、固有の請求を有する第三者のみで、固有の請求を有さない第三者、国家機関、地方自治体、法 4 6 条により参加するのは、その本人の参加を法律が要求しているという性質上、代理人に委任することができない。

任意代理人は全ての訴訟行為をなすことができるが、訴状への署名・裁判所への提出、仲裁機関へ紛争を移行、反訴の提起、訴えの一部・全部放棄、訴額の減額、請求の認容、訴訟物または請求の原因の変更、和解の締結、第三者への権限の移行、裁判に対する不服申し立て、回収に向けて執行文所の提出、宣告された財産・金員の受領に関する代理人の権限は、委任者から交付された委任状に特別に記載されなければならない（法 5 4 条）

### 2 住所地不明被告の代理人（法 5 0 条）

ロシアにおいて、被告の住所地が不明であることが訴訟提起の妨げとはなることはない。住所地が不明の被告については、裁判所は知っている被告の最終の住所地から所在不明の情報が裁判所に入った後、審理に入る（法 1 1 9 条）。

<sup>40</sup> ФЗ об опеке и попечительстве ст 20

<sup>41</sup> Гражданское процессуальное право Под ред Р.А.Курбанова, В.А.Гуреева Проспект 5 2 ページ

そして、様々な送達は、被告の知っている最終の住所地に送付され、法116条の規定を順守している限り、送達としてはそれで足る<sup>42</sup>。

日本では、被告の住民票上の住所と現住所が異なり、訴状を送達することができない場合、住民票上の住所地における所在確認の調査をした上で公示送達の申立をすることになるが、ロシアには公示送達の制度はない。

ロシアにおいて住所地が不明な被告に代理人が存在しないとき、その他連邦法に定める場合には、裁判所は弁護士を代理人として選任する決定がなされる（法50条）。

住所地不明被告の代理人が選任された場合、当該代理人がその後、応訴していくことになる。

しかし、住所地不明被告の代理人には、被告の権利、利益について処分権はないため、請求の認容や裁判上の和解をすることはできない。

なお、当該弁護士は当該事件の裁判に対し、不在者からの委任を受けることなく上級審に不服申立をなすことができる。

住所地不明被告の代理人として裁判所に選任された弁護士に対しては、刑事事件における弁護士報酬の基準に従って、国家予算より弁護士報酬が支払われる<sup>43</sup>。

### 3 無料法律援助制度 бесплатная юридическая помощь

連邦法「ロシア連邦における無料法律援助について」<sup>44</sup>は、弁護士による無料の法律援助について規定している。

上記連邦法6条に法律援助の内容が規定されている。

①口頭もしくは書面による法律相談

②訴状、不服申立書、上申書、その他法的性格を有する書類の作成

③本法、その他連邦法に定める場合に、定められた手続により、裁判所、国家機関、地方自治体、機関などにおいて個人の利益を図ること

これら無料法律援助は、各連邦構成主体の弁護士会（単位会）によって運営され、毎年、1月15日までにロシア連邦の行政機関に対して、援助弁護士のリストが送付され、それらのリストはインターネット上で公開される。

無料法律援助を希望する者は、ロシア司法省の政令の定める様式に従い、届出をすることになる。

### 4 弁護士制度 ( адвокатура )

( 1 ) 弁護士による代理

日本においては、民事訴訟法53条1項に定める通り、原則的に弁護士にのみ訴訟代理権が認められている。

---

<sup>42</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
251ページ

<sup>43</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
128ページ

<sup>44</sup>N 324-ФЗ "О бесплатной юридической помощи в Российской Федерации"

これに対し、法49条は、行為能力を有する者であれば誰でも代理人となることができ、現実に弁護士адвокатの資格を有さないユリストюристが頻繁に代理している<sup>45</sup>。

ロシアにおける弁護士、弁護士業を規定する法は、連邦法「ロシア連邦における弁護士活動と弁護士業について」(以下、ロシア弁護士法という)<sup>46</sup>である。

ロシア弁護士法第3条により、弁護士は国家機関、地方行政機関から独立した存在であると位置付けられ、その独立性を保障する規定がおかれるなど、弁護士業務について規定している。

## (2) ロシアの弁護士会

弁護士法35条1条は、ロシア連邦弁護士会(ФПА РФ; Федеральная палата адвокатов Российской Федерации)について、「ロシア連邦弁護士会は、強制加入団体であるロシア連邦構成主体の弁護士会を統括する全ロシアにおける非政府、非営利団体である」と規定する。

連邦制を採るロシアと違いはあるが、ロシア連邦弁護士会(ФПА РФ)は日本弁護士連合会、ロシア連邦構成主体弁護士会は各地方単位会という位置付けである。

連邦弁護士会は、国選弁護人の国家予算の配分などを含む弁護士業の利益に抵触する問題について、国に対して、弁護士、ロシア連邦構成主体弁護士会の権限を有し(同2項後段)、弁護士、弁護士会の正当な利益を図る団体で、法人格を有する(同3項)。

ロシア連邦弁護士会の会則は、全ロシア弁護士総会(всероссийский съезд адвокатов)において決定され、その会則は全ての単位会と弁護士に強制力を有する(同5項、7項)。

連邦構成主体弁護士会は、当該連邦構成主体に一団体のみ設立することができ(29条8項)、異なる連邦構成主体に支部などを設立することは許されない。連邦弁護士会と同様に法人格を有し、また独自の会計と銀行口座を有する(弁護士法29条)。

連邦弁護士会理事会(Совет федеральной палаты адвокатов)は、全ロシア弁護士総会において30名が選出され、2年に一回、三分の一の理事が無記名投票で選出される。

## (3) 弁護士の営業形態

日本において、弁護士の営業形態としては、個人として弁護士に登録し、独立して個人事業主として、もしくは法律事務所の勤務弁護士(イソ弁)として業務を行うか、もしくは登録された弁護士法人の社員弁護士か法人の勤務弁護士としてとして業務を行うかのいずれかである。

しかし、ロシアにおいては、弁護士の独立性の観点から、教職などの例外を除き、雇用契約を締結して勤務することはできない(弁護士法2条1項)

弁護士の営業形態(Формы адвокатских образований)は、下記の通り、弁護士法により法定されている。なお、適切な訳語が見当たらないので日本語訳はしない。

### ① アドバカートスキー・カビネート(адвокатский кабинет・弁護士法21条)

<sup>45</sup> ロシアにおいては日本のような統一的な司法試験・司法修習制度はなく、弁護士資格を有することがその能力を保証するものとはいえない。ズベルバンクに勤務する友人によると、資格の有無によってその能力の優劣は判断できないとのことであった。

<sup>46</sup> Федеральный закон от 31 мая 2002 г. N 63-ФЗ "Об адвокатской деятельности и адвокатуре в Российской Федерации"

5年以上の実務経験を有する弁護士が、個人事業主として弁護士業務を行う形態であるアドバカートスキー・カビネートを設立する弁護士は、弁護士の氏名、場所、電話番号、弁護士会理事会（単位会）との連絡方法などを記した書面を弁護士会理事会に提出する（3項）。

カビネートに法人格はなく、依頼人との契約はあくまで弁護士個人との間でなされる（5項）。

このカビネートは、日本における個人事業主として経営する法律事務所というイメージであろう。

## ②カレギア（коллегия адвокатов・弁護士法22条）

二人以上の弁護士によって設立される営業形態で、設立するには5年以上の実務経験を有する弁護士が2名所属しなければならない。

カレギアは、独立した会計と銀行口座を有する法人であり（9項）、定款（устав）を定めなければならない（5項）。

ロシア連邦の全領域において支店を設立することができ、外国の法において認められている場合には外国にも支店を設立することができる（10項）。

またカレギアは、所属する弁護士の弁護士活動により得られた収入について納税をする代理人となり、依頼者、その他第三者と所属弁護士間の決済についても代理人となる（13条）。

これは、依頼人との契約は所属弁護士個人と依頼人間の契約であるが（15条）、法人であるカレギアの代理行為を通じて契約するということを意味している。

カレギアの行為について個別の弁護士は責任を負わず、各弁護士は有限責任である。（12項）。

カレギアについては、原則として営利・非営利のその他の団体へと変更することはできないが、アドバカートスコエ・ビューローに変更することはできる。

## ③アドバカートスコエ・ビューロー（адвокатское бюро 法23条）

二人以上の弁護士で設立することができる営業形態で、設立に関する規定はカレギアの22条が適用される。

アドバカートスコエ・ビューローを設立する弁護士は、相互にパートナー契約を締結する（3項）。アドバカートスコエ・ビューローから脱退する弁護士は、脱退前に生じた依頼者、第三者との間に生じた全ての責任を負うことから無限責任であるという点においてカレギアと異なる。

なお、アドバカートスコエ・ビューローを規定する弁護士法23条1項に、カレギアに要求される「実務経験5年以上の弁護士2名以上の所属」の要件が記載されていないため、要件が緩和されているかのようにも解釈し得る。

しかし、アドバカートスコエ・ビューローのパートナー弁護士はより重い無限責任を負うことから要件を緩和する理由が見当たらない。

この点、ロシアの弁護士も同様の疑問を持ったようで、弁護士会に多数、実務経験の要件は不要であるかとの問い合わせがあり、連邦弁護士会の会長名で「弁護士法23条2項で、カレギアの22条の規定を準用する旨の規定があるため、ビューローにおいても実務経験5年以上の弁護士2名以上の参加を要する」との通達を出している。

## ④ 法律相談所

裁判所の土地管轄の地域において、1名の裁判官あたり2名以上の弁護士が存在しない地区については、弁護士法24条1項により、各単位会は法律相談所 юридическая консультацияを設立しなければならない。この法律相談所に所属するということも弁護士の業務形態の一つとなる。

#### (4) カビネートの要件の加重

上述したとおり、弁護士として活動するためには上記の4つのいずれかによらねばならない。しかし、④法律相談所については各単位会が設立するものであり、事実上、カビネート、カレギア、ビューローのいずれかになるが、いずれも設立には5年の弁護士経験を要件とされている。

5年の弁護士経験を有さないものはどのようにして業務をおこなうのか疑問であったため、サンクトペテルブルグ弁護士会所属に弁護士に確認した。

同弁護士によると、従前、個人事業主として開業するカビネートには、この5年の実務経験の要件は課されていなかったが、近年、税務分野における弁護過誤が多発したことにより、2016年に新たに改正された。

新たに弁護士資格を取得した弁護士は、一度、カレギアに所属し、そこで実務経験を得たのち、カビネートの形態で弁護士として活動することが可能になる。

しかし、カレギアは、新人弁護士に対して業務を配分する義務はなく、新規に弁護士資格を取得したものは自ら業務を取得しなければならず、十分な実務経験を得ることは容易ではないとのことである。

#### (5) ユリストとの統合

上述したとおり、ロシアにおいては弁護士資格を有さないユリストも業として民事事件を取り扱うことが認められている。弁護士は、後述する通り、弁護士照会権などの法律上の権限を有する反面、弁護士倫理を課せられている。

サンクトペテルブルグ弁護士会の説明によると、その不都合性を解消するため、ユリストをアドバカートに統合し、弁護士会を法律業務を取り扱うものの強制加入団体とする案が検討されているが、弁護士資格は有さなくとも当該分野において極めて高い能力を有するユリストなどにどのような試験を課すべきかなど様々な課題が残されているとのことであった。



## 第2部 第一審訴訟手続

### 第1 訴訟提起

#### 1 訴訟の開始・申立受理決定 法133条

原告は、法131条に定める事項を訴状に記載し、同132条に定める書類を添付して訴状を裁判所に提出する。

裁判所は、訴状が裁判所に到達してから5日以内に、上記記載事項、添付書類、訴状の不受理事由(法134条)、訴状返還事由(法135条)の有無など訴状審査をなし、それらについて要件を満たしている場合には、申立受理決定(постановление о принятии заявления к производству)をし、この決定により、民事事件が開始される。

上記記載事項、添付書類(法131条、132条)を遵守しない訴状が提出された場合には、裁判所は、補正のために必要な期間を定めて訴えの休止の決定(оставление искового заявления без движения 法136条)をする。

申立人が、定められた期間に、決定において列挙された裁判官の指示を遂行したときは、訴状は当初裁判所に提出された日に提出されたものとみなす。そうでない場合には、訴状は提出されないものとみなし、全ての添付書類とともに返還(возвращение)される。

### 第2 送達・裁判の通知と呼出

#### 1 裁判の通知と呼出 судебные извещения и вызовы 法113条

ロシア民法は「事件に参加している者、証人、鑑定人、専門家、通訳は、委任事項の通知書を付し書留郵便、(その)交付の通知を付した裁判所の呼び出し状、電信・電報、あるいは名宛人に対して裁判所の通知と呼出、交付の記録が確保されているその他通信配達手段の利用により、通知され呼出がなされる」と規定する(法113条1項)。

通知と呼出は同義であるが、通知(извещение)は、処分権を有する「事件に参加する者」に対して用いられる用語であり、呼出(вызов)は、裁判手続の実施にあたり裁判所に出頭する義務のある証人、鑑定人らに用いられる用語である。

条文上、代理人(представитель)が通知・呼出の対象として含まれていないが、通常、本人から代理人に連絡がなされるか、直接代理人の元へ送付する旨の指定の上申が本人によりなされている(法113条4項)<sup>47</sup>。

また、電信・電報による通知・呼出はその他の方法によっては到達が確保できない緊急性のある場合のみであるとされている。

交付通知のある書留郵便(заказное письмо)、同じく交付通知のある呼出状(повестка)、電子メールを用いたファクシミリ通信(受領・既読の証明付き)によっても、事件に参加する者の訴訟関連資料などの現実の受領を確保し得る。今後の技術の進歩を考慮し、電子メールによる通知、さらにはSNSによる通知も可能になる旨解説されている<sup>48</sup>。

#### 2 裁判上の呼出状(судебная повестка) 113条2項

裁判の呼出状は、通知・呼出の形式の一つであり、事件に参加する者は、裁判の呼出状により、裁判期日の時間と場所、もしくは実施される訴訟手続上の行為が通知される。裁

<sup>47</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 244 ページ

<sup>48</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 245 ページ

判の呼出状または書留郵便の形式による通知とともに、事件に参加する者に対しては、訴訟手続上の書面が送付される。裁判上の呼出状は裁判所への証人、鑑定人、専門家、通訳の所在地に送達される。

法人へ宛てられた裁判の通知は、設立登記に記載がある場合にはその代表機関、または支店に送達される。

この裁判の通知と呼出の形式は、ロシア連邦の条約に他に定めがない場合、原則として外国人と外国法人に対しても適用される。

### 3 送達の日時

法 1 1 3 条 3 項は、裁判の通知と呼出は、それらの送達を受ける者が事件について十分な準備をなし、裁判所に適時に出席し得るよう考慮して交付されなければならない旨規定し、連邦最高裁決定においても、事件に参加する者に対し、当該具体的事件について、非通知人の住所、その準備、事件の複雑性などを考慮し、十分な期日に送達されなければならない旨判示されている<sup>49</sup>。

### 4 送達の方法

法 1 1 5 条 1 項は、裁判上の通知・呼出の郵送、または委託による送付とその送付の記録について定め、2 項において「手交」による裁判上の通知と呼出と、その受領確認について定めている。

郵便会社による通知・呼出については、名宛人に送達された時間が郵便会社の定める方法により記録され、または裁判所へ返信される書類に記載される。

裁判所は事件に参加する者の同意を得て同人に対して、裁判上の呼出状を手交し、または裁判所において通知・呼出がなされた者に対する裁判上の呼出状その他通知書を手交することを事件に参加する者に委託することができる。この場合、通知書の半券、名宛人の署名入りの受領確認書類により、その受領が確認される。

### 5 送達の受領拒絶 法 1 1 7 条 1 項、2 項

作為、不作為により、名宛人が裁判の呼出状、その他の裁判の通知書の受領を拒絶した時は、それらを配達する者、またはその委託を受けた者は、裁判所へ返還されるべき裁判の呼出状、その他の裁判所の通知書に（その旨の）しかるべき記載をなし、それらの受領を拒絶した名宛人は、裁判の審理の日時と場所を通知されたものとみなされ、または特定の訴訟上の行為をなしたものと認められる。

ただし、法 1 1 6 条に定められた態様で送達されなければならない、また名宛人の家族による受領拒絶は名宛人の受領拒絶とは同視することはできない<sup>50</sup>。

### 6 住所変更の通知義務 1 1 8 条

事件に参加する者は、裁判所に対し、手続中の自己の住所の変更を伝える義務がある。その通知がない場合、裁判の呼出状、その他裁判の通知は裁判所に明らかになった最後の住所地または所在地に送付され、たとえ名宛人がその住所に居住せず、所在しなかったとしても送達されたものとみなされる。

<sup>49</sup> п2 постановления верховного суда РФ от 26 июня 2008г № 13

<sup>50</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
2 5 0 ページ

## 7 住所不明の被告・子の探索 розыск ответчика 120条

下記の特定の事件については、被告・子の住所地が不明な場合、原告の要保護性により、裁判官は、裁判準備期日または審理において、当事者の申立の有無に関わらず職権により搜索宣告の決定をなし、その搜索（розыск）は内務機関を通じて執行される。

- ・ロシア連邦、連邦構成主体、地方自治体の利益のための申立、請求
  - ・養育費の徴収の請求
  - ・身体障害を生ぜしめた損害賠償の請求、その他健康に関する損害賠償請求
  - ・一家の支柱の死に基づく損害賠償請求
  - ・ロシア連邦に不法に移転された子、残留させられている子の返還（引渡）請求事件
  - ・子への面会交流についてロシア連邦の国際条約に基づく権利の行使を請求する事件
- 類似の概念としては、判決の執行段階における債務者の搜索（розыск должника）があるが、これは裁判執行機関（служба судебных приставов）を通じてなされる。

## 第3 裁判準備手続（подготовке дела к судебному разбирательству 法147条）

1 日本と同様、ロシアにおいては上記申立受理決定とともに、争点整理手続に入り、その後、集中的証拠調べがなされる。

申立受理決定をなした後、裁判官は裁判審理のための事件の準備（手続）の決定をなし、当事者や事件に参加する第三者がなすべき活動、適切かつ適時の審理を確保するためにその活動をなすべき期間を指定する。

これは、日本の弁論準備手続に相当する手続である。

この裁判審理のための準備手続は、事件の難易を問わず必要的とされ、裁判官は全ての民事事件についてこの決定をなす義務がある<sup>51</sup>。

従って、しばしば申立を申立受理決定と裁判準備手続の決定を同一の決定でなされる。

この裁判準備期日（предварительное судебное заседание）において、事件に参加する者の関与の下、適切な審理のためにいかなる事実を立証する必要があるか（要証事実）、いかなる法律を適用するか、訴訟に参加する者の適否について確定していくことになる（法148条）。

また、裁判準備手続において当事者間の裁判上の和解が成立することもある。

2 ロシア民訴法の定める準備手続における当事者の活動は以下のとおりである（149条～152条）。

### （1）原告

- ・被告に対する証拠の写しの交付
- ・裁判官に対する証拠請求の申立

### （2）被告

- ・原告の請求、それを基礎付ける事実の確認
- ・原告と裁判所に対し、原告の請求に対する反論書面の提出
- ・反論を裏付ける証拠を裁判所に提出

---

<sup>51</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
310ページ

- ・ 裁判官に対する証拠請求の申立

### ( 3 ) 裁判所

- ・ 当事者に対する手続法上の権利と義務の説明
- ・ 原告、被告に対して、その請求、反論について質問し、必要がある場合にはその追加の立証の請求
- ・ 必要的共同訴訟について引き込む当事者、補助参加の要否、訴えの主観的併合、請求の分離・併合について整理
- ・ 和解勧誘
- ・ 簡易訴訟手続への移行の決定
- ・ 事件の審理の期日と場所の利害関係人への通知
- ・ 証人の呼出の決定
- ・ 鑑定・鑑定人の指定、専門家、通訳の指定
- ・ 当事者が単独では入手できない証拠について、証拠請求の決定。
- ・ 裁判所外における証拠調べ
- ・ 裁判上の委託
- ・ 保全処分
- ・ その他必要な訴訟活動

### 3 裁判準備手続の終了 法153条

裁判官は、審理の準備がなされたと認めた後、裁判期日における審理を指定する決定 ( определение о назначении его к разбирательству ) をなし、当事者、事件に参加するその他の者に事件の審理の期日と場所を通知し、その他の訴訟関係人が呼び出される。

## 第4 証拠（ доказательство ）と証明（ доказывание ）

### 1 立証責任の分配 56条

ロシア民訴法56条は、当事者の立証責任の分配を定め、請求・抗弁の基礎となる事実について当事者の立証責任を規定している<sup>52</sup>。

当事者の立証責任について、いかなる事実が当該事件において意味を有し、どちらの当事者が立証責任を負うかについては裁判準備手続において裁判所が判断するが、当事者が主張していない事実についても争点としなければならないと定め、弁論主義が制限されることを前提としている。

この法56条2項が、憲法19条1項の定める裁判所と法のもとにおける当事者の平等原則に反するという憲法訴訟が提起されたことがある。

ロシア連邦憲法裁判所は決定<sup>53</sup>で、「裁判所は、56条2項により、いかなる事実が事件において意味を有し、いかなる当事者がその立証責任を負うかを判断し、当事者が全く主張していない場合であっても争点としなければならないが、それは民事事件の適切な審理・判断を保障するものであって、196条、198条4項により裁判所が判決に理由と根拠とした証拠を適示しなければならないのであって、それは恣意的な適用ではなく、申立人が不服申立において主張したような申立人の権利の侵害であるとみなすことは出来ない」旨判示した。

また、連邦最高裁総会決定<sup>54</sup>により、第一審裁判所が事件において意味を有する事実の整理を誤った場合には控訴審において再度事実（要件事実）の確認をし、当事者に証拠を提出させ、必要がある場合には「証拠の請求」を認めなければならないと判示されている。そして第一審裁判所が立証責任の分配を誤っている場合やなすべき立証がなされていない場合には当事者に追加の証拠を求めなければならないとされている。

これはロシア民訴法が、真実発見や適正判決を重視し、そのために弁論主義よりも職権主義を優先しているものと評価しえる。この、真実発見・適正判決の重視の傾向は、証人尋問において主尋問・反対尋問を区別せずひとつの証拠方法と捉え、当事者双方に誘導尋問を認めないなどの点にも表れていると言える。

### 2 不要証事実 法61条

証明が不要な事実は、①裁判所が公知と認めた事実、②確定した判決により、事実認定がなされた事実（преюдициальные факты）、③裁判所が承認した当事者の自白（факт признанные стороной）である。

#### （1）公知の事実

---

<sup>52</sup> 日本で出版されているような各請求ごとに解説された要件事実論についての出版物を探したが見当たらず、司法研修所の「紛争類型別の要件事実」の一部をロシア語に翻訳し、教員に同様の資料はないかを確認したが、このような図式化された要件事実論の書籍はないとのことであった。紛争類型別について「これは学生向けのものか？」との質問があったので、実務家向けのものであるという説明をすると「そうであろう」と納得していた。

<sup>53</sup> Определение Конституционного Суда РФ от 29 мая 2012 г. № 963-О

<sup>54</sup> п 29 постановления Пленума Верховного Суда РФ От 19 июня 2012 г № 13

裁判所が公知であると認めた事実とは、各種事件、自然現象、物の性質などで、特定の地域の住民すべてに公知であるもので、一定の地域で幅広く人に知られ、かつ裁判所、裁判官にも知られている事実をいう<sup>55</sup>。

## ( 2 ) 確定判決により認定された事実

①従前の審理において、通常裁判所の裁判により確定した事実、②当該審理の当事者が、従前なされた商事裁判所の審理に参加し、その商事裁判所の判決により認定された事実③刑事事件に関連する民事訴訟に関し、確定した刑事事件の判決において、当該行為（犯罪行為）が行われたか否か、行為をなした者について認定した事実については、不要証事実とされる。

これは、法 13 条に定める「裁判」の既判力（приюдициальность）により生じる効果である<sup>56</sup>。

判決の効力において後述するとおり、ロシア民訴法においては、判決を含む「裁判」の既判力（приюдициальность）は判決理由中の判断にまで及び、確定判決において要証事実についての事実認定は、その後の裁判所、訴訟に参加していた当事者を拘束する。

この「裁判」には、第一審判決のほか、治安判事による裁判命令、裁判所の決定も含まれ、商事裁判所の判決（решение арбитражного суда）と 61 条 3 項では規定されているが、解釈としては「裁判」であり商事裁判所の決定も含む<sup>57</sup>。

この既判力による立証責任からの解放についてトレウシエニコフ教授の民事訴訟法に代表例として掲載されている事例<sup>58</sup>は、従業員の過失により生じた損害の使用者である法人に対する賠償請求の判決で認められた事実については、当該法人から従業員に対する求償請求訴訟（регрессный иск）について、従業員が「第三者」として補助参加していた場合にのみこの効果が認められるとされている。これは、日本では補助参加の参加的効力と同じものであり特段異なるものではない。

しかし、第一審の審理に補助参加した「固有の請求を有さない第三者」のみならず、当事者を含む訴訟に参加するもの全員において、確定した裁判において認定された「判決理由中の判断」の立証責任から解放され、また爾後争い得ないという点において、大きく日本と異なる。

また、判決の既判力によるものではないが、公証人により公証された書類の原本性が、法 186 条の手続により反証されないとき、もしくは公証手続の違反が認められないときは、その公証された事実についても当事者は立証から解放される。

## ( 3 ) 自白

当事者が自白した事実についても、他方当事者はその立証責任を免れる。

ロシア民訴法では裁判上の自白が効力を持つためには、当事者による自白のほかに、裁判所により承認されることを要する。

<sup>55</sup>ГП Под Ред М К Треушникова 270ページ

<sup>56</sup> この既判力（приюдициальность）については、民事訴訟・商事訴訟・刑事訴訟のそれぞれの判決により相互に生じることについては、第 8 の 3 判決の効力に説明した。

<sup>57</sup> П 9 постановления пленума ВС РФ 19 декабря 2003 г №23 о судебном решении

<sup>58</sup> "Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 271ページ

裁判所において、自白が真実の事実を隠す目的でなされたこと、または欺罔、暴行、脅迫、錯誤によりなされたことを推認する（合理的）理由を有するときは、裁判所は自白を認めず、その点について決定をなす。この場合、当該事実は、通常の立証に付されるとされており、この点においても職権主義的な色彩を有すると言える。

なお、ロシア民訴法上、自白の撤回は自由であり、自白による拘束力はない<sup>59</sup>。

3 ロシア民訴法は、民事訴訟法における証拠について、当事者の陳述、第三者の陳述、証言、書証、物証、録音媒体、鑑定意見を限定して列挙している。検察官やその他国家機関の意見は証拠ではない。なお、録音・録画媒体に関しては、ソビエト連邦時代には書証に該当するのかが、物証に該当するのかが争いがあったが、現行ロシア民訴法は録音・録画媒体を列挙している。

#### 4 証拠の関連性・許容性 *относимость и допустимость*

##### (1) 証拠の関連性 (*относимость доказательств*)

法59条は、証拠についてその関連性を求め、関連性のない証拠は採用されない旨規定している。

##### (2) 証拠の許容性 (*допустимость доказательств*)

ロシア民訴法の証拠の取り扱いにおいて、やや特徴的なのが法60条に定める許容性である。

法60条は、「法律により、定められた立証方法によって証明されなければならない事実は、その他の証拠によって立証することはできない。」と規定している。

これは、ロシアの実体法において、ある要証事実が特定の証拠で立証することが許されない、もしくは特定の証拠で立証しなければならない旨規定されていることによる。

例えば、ロシア連邦民法161条は、個人と会社との間の契約、個人間の1万ルーブルを超える額の契約、その他法律で定められた契約については書面により契約がなされなければならないが、同162条において書面によらない契約は、契約の存在、その条項について争いが生じた場合には、その他書証による場合を除き、当事者は引用することができない旨定める。

すなわち、上記契約の存在やその条項を人証によって立証することができない。

その他の具体例としては、ロシア連邦民法812条1項は、金銭消費貸借契約について、債務者において「金銭の交付がないこと」を争うことができる旨規定する反面、2項において、書面により消費貸借契約をなした場合には「金銭の交付がないこと」について人証で立証することはできない旨規定されている。

日本の消費貸借契約の立証責任とは逆なのですこし戸惑うが、1万ルーブルを超える額の消費貸借契約は書面でしなければならないとされていることから大半の契約は契約書が存在し、契約書を作成する場合には金銭の授受についても推認されるためと思われる。

#### 5 違法収集証拠 55条2項

ロシアにおいても、裁判所は違法収集証拠を判決の基礎としてはならない。

---

<sup>59</sup> 自白の撤回の可否についてシュワルツ准教授に確認したところ、自白の撤回は許されなかったのはロシア革命以前であり、現在はその撤回は当然許されることとであった。無秩序な自白の撤回により審理に悪影響を及ぼすことがないのかについては、裁判官の心証に事実上の影響を及ぼすであろうとのこととであった。

盗撮・盗聴された録音録画について、トレウシェニコフ教授は、録音録画は連邦法「捜索活動について」に基づいてなされなければならないとし、また個人の私的生活の秘密、家族の秘密、通信（переписки）の秘密、電信、郵便の秘密はロシア連邦憲法23条1項、2項により保護され、同意のない、それらの情報の収集、保管、利用、移転は憲法24条により許されないとし、違法収集証拠にあたり、証拠としての効力をしないとす。

但し、公共の場における監視カメラによる撮影は、そもそもの目的が私的生活に関する情報収集ではないし、後述する通り、非公開の裁判期日において取り調べすることも可能であるとして、行為者の同意がなくても違法収集証拠にならないとしている<sup>60</sup>。

## 6 証拠収集方法

当事者による証拠収集方法は、下記の通り、①証拠請求、②弁護士照会、③証拠保全の手段がある。

### (1) 証拠請求（истребование доказательств）法57条

日本の民事訴訟法においては、調査嘱託、文書送付嘱託、文書提出命令の申立が規定されているが、これらに類似する制度として、法57条の証拠請求（истребование доказательств）がある。

当事者は、上申書に、①提出を求める証拠、②その証拠により立証されるべき要件事実、③当該証拠を取得することが困難な事情、④証拠の所在地を記載して、裁判所に証拠請求を求める。

裁判所は、①当該証拠により証明される事実が事件において意味を有するか、②当事者において証拠を取得することが困難であるかを判断して、その採否を決定する。

申立を認める場合、裁判所は、当事者に対して照会状（запрос）を交付するか、裁判所が直接照会して当該証拠の提出を求める。

被照会者は、請求された証拠を提出することが不可能な場合、もしくは裁判所が定めた期限に間に合わない場合には、その旨を照会を受けた日から5日以内に裁判所に通知しなければならず、裁判所にその通知がない場合、合理的理由なく請求に応じない場合には、公務員については1000ルーブル、個人については500ルーブルの罰金が科される<sup>61</sup>。

なお、罰金を支払ったとしても、その証拠の提出義務は免除されるものではない。

この証拠請求は、一方当事者を対象としてなすこともでき、裁判所が上記要件を判断してその証拠の提出を命じることとなるが、上記罰金の制裁は当事者には及ばない。

極めて高度なプライバシーを含む証拠や企業秘密に関する文書などの提出についてどのような基準で証拠請求が認められているのかについて教員に確認したところ、そのような疑問が呈されたことは今までなかったようで、日本の文書提出命令のような条文上の定めはなく、また裁判例もないとのことである。従って、実務上どのような運用がなされているかは判然とせず、専ら裁判官の裁量によると思われる。

### (2) 弁護士照会 адвокатский запрос

ロシア弁護士法第6条の1は、弁護士照会制度を定めている。

<sup>60</sup>"Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 309ページ

<sup>61</sup>1ルーブル1.95円（平成29年11月1日）というルーブル・円相場からすると約2000円ないし1000円の罰金となり、その効果については疑問がある。



弁護士は、国家機関、地方自治体の機関、公共団体、その他団体に対し、高度な法的サービスを提供するために、それらの機関の権限に属する事項について、照会、評価書その他書面の提出を求める公的な照会をなすことが認められている。

照会を受けた機関は、照会を受けた日から30日以内に書面で回答しなくてはならない。当該証拠の収集に時間を要する場合には期限を延期することができるが、30日を超えることはできない。

①当該証拠を保有していないとき、②当該機関において定めている請求様式に反した照会がなされたとき、③照会事項が法律により公開を制限されているときは、照会を拒絶することができる。

違法な回答拒絶、期限の徒過には、連邦法の定める法的責任が生じる。

### (3) 証拠保全 обеспечение доказательства

#### ①訴訟提起前

訴訟提起前の証拠保全の規定はロシア民訴法には定められておらず、公証人 нотариус の業務となる。

公証業務に関するロシア連邦基本法<sup>62</sup>第102条において、「利害関係人の申立により、公証人は裁判所、もしくは行政機関への申立に必要がある場合で、証拠の提出が後に不可能もしくは困難になる場合には、公証人は証拠を保全する。」と規定し、同法103条に具体的な手続が規定されている。

公証人は、証人に対して尋問をし、また書証、物証を検証し、鑑定を指定し、ロシア連邦の民事訴訟法関連法規にしたがって指揮をする。

公証人は、当事者に対し、証拠保全の時間と場所を通知するが、欠席しても障害とはならない。一方当事者へ通知することなく証拠保全が許されるのは、①緊急性があるとき、②後の訴訟手続にいかなるものが参加するか不明であるときである。

証拠保全に証人、鑑定人が出頭しない場合は、連邦法規に定める措置を講じるために証人、鑑定人の居住地の裁判所へ通知をする。

公証人は、証人と鑑定人に対して明らかに虚偽の証言、鑑定意見をなしたり、証言・鑑定意見を拒絶した場合の責任を説明する。

公証人の証拠保全の決定に対する不服申立は、ロシア民訴法37章に規定されている。

#### ②訴訟提起後 法64条から66条

事件に参加する者で、後に必要な証拠を提出することが不可能または困難になるおそれがある場合、裁判所に証拠保全の申立をなすことができる。

証拠保全の申立は、事件の審理をしている裁判所、もしくは証拠保全により手続上の行為が行われるべき地区の裁判所に提起される。申立においては、審理されている事件の内容、当事者、その住所地または所在地の情報、保全されなければならない証拠、その証拠の必要性を裏付ける事実、証拠保全の上申を申立人がなした理由が記載されなければならない。

審理をなしている裁判所と異なる地域に所在する証拠についての証拠保全は、当該証拠の所在する管轄の裁判所に裁判上の委託がなされる(法61～62条、66条)。

証拠保全の申立に対する却下決定に対しては、抗告(частная жалоба)することができる。

<sup>62</sup>Основы законодательства Российской Федерации о нотариате от 11 февраля 1993 г. № 4462-1

## 5 人証

### ( 1 ) 当事者の陳述 法 6 8 条 1 項

原告、被告、参加人の陳述 ( объяснение ) についてはその他の証拠と同様に評価される。

立証責任を負う一方当事者が自ら有しているはずである証拠を、裁判所に提出しない場合には、当該証拠により裏付けられる事実については相手方の陳述に基づいて判決をすることができる<sup>63</sup>。

### ( 2 ) 証人

証人は、指定された期日に出頭し、証言をなす義務を負い、費用、日当の支払を受ける権利を有する ( 法 7 0 条 )

証人に年齢制限はないが、下記の者は一定の事項については証人とはならない。

- ①民事事件、行政事件の代理人、刑事事件、行政法違反事件の弁護士、もしくは調停人 — 代理人、弁護士、調停人の職務の遂行と関連して知り得た事実について
- ②裁判官、陪審員、仲裁人 — ( 民事の ) 判決、( 刑事の ) 判決の言渡に際して事件の事実の審議と関連して評議室において生じた問題について
- ③国家に登録がなされている団体の聖職者 — 告解により知り得た事実について
- ④仲裁人 ( 仲裁廷 ) — 仲裁の過程 ( 仲裁審理 ) において知り得た事実

また、証人は下記の場合、証言拒絶権を有し、証言を拒否することができる<sup>64</sup>。

- ①個人が自らの利益に反する場合
- ②配偶者が、他方配偶者、子 ( 養子を含む )、親、養親の利害に反する時、養親が子 ( 養子を含む ) の利害に反する時
- ③兄弟、姉妹が相互に利害が相反し、祖父母が孫の利害と相反し、孫が祖父母の利害と相反する時
- ④立法府の議員は議員としての職務の遂行に関連して知り得た事実について
- ⑤ロシア連邦における人権に関する全権は職務の遂行に関連して知り得た事実について
- ⑥企業家の権利保護に関するロシア大統領の全権、同ロシア連邦構成主体の全権は自らの職務を遂行する際に知り得た事実について

### ( 3 ) 偽証・証言拒絶

法 7 0 条 2 項は、「明らかな偽証、連邦法に定めのない理由による証言拒否に対しては、証人はロシア連邦刑法に定める責任を負う。」と定め、証人は尋問前に裁判長から証言拒絶と明らかな偽証に対する刑事責任についてあらかじめ予告される ( 法 1 7 6 条 1 項 )。

偽証に対する制裁は、上限 8 万ルーブルの罰金、上限 6 ヶ月の労働による支払い、4 8 0 時間の強制労働、上限 2 年の矯正的労働、3 ヶ月の拘留のいずれかの刑が科される ( ロシア連邦刑法 3 0 7 条 )。

<sup>63</sup> これは、立証責任を負う当事者が提出すべき証拠を提出しない場合の不利益認定の定めであるから、日本の民事訴訟法 2 2 4 条の文書提出命令の真実擬制とは同一ではない。

<sup>64</sup> ロシア連邦憲法 5 1 条 1 項は、自己、自己の配偶者、近親、その他連邦法に定める範囲の者の利益に反する場合の証言拒絶権を認めている。

証言拒絶に対する制裁は上限4万ルーブルの罰金、上限3ヶ月の労働による支払い、360時間の強制労働、上限1年の矯正的労働、3ヶ月の拘留のいずれかの刑が科される(ロシア連邦刑法308条)。

#### (4) 未成年者の尋問

法179条1項は未成年者(18歳未満の者)の尋問に特別の規定を置き、14才未満の年齢の証人の尋問は必要的に、14才から16才までの年齢の証人の尋問は裁判所の裁量で、裁判所が呼び出した教育関係者の関与のもとに行われ、必要のあるときは、未成年の証人の両親、養親、後見人が呼び出される。これらの者は裁判長の許可のもと、証人に質問をすることができ、証人の人格とその証言内容に関して自らの意見を述べることであり、これらとして配慮している。

また、刑事責任を負わない16歳未満の者は偽証、証言拒絶の制裁を受けることもないため、179条2項においてそれら制裁の予告がなされない旨規定されている。

#### (5) 尋問手続の態様

証人尋問にあたっては、まず裁判長から証人に対する人定質問がなされ、当事者との関係が明らかにした上で尋問が始まる。

裁判長からは、真実を話すように求められ、偽証と証言拒絶の制裁について予告される(法176条)。

証言は、証人が自ら直接知っている事実もしくは他人から聞いた事実を、口頭で、自由に話すところから始まる<sup>65</sup>。

証人に対しては、人証請求した当事者、他方当事者の順で尋問し、裁判所はいつでも尋問することができる(法177条3項)<sup>66</sup>。

証人尋問に関し、ロシア民法においては尋問に対する異議事由は規定されておらず、また法廷を傍聴した限りにおいても双方代理人から尋問において異議がだされる場面に遭遇しなかった。

また、誘導尋問(вопрос наводящего характера)は主尋問、反対尋問を問わず、許されない<sup>67</sup>。

日本では、主尋問の冒頭で、すでに提出・取調べ済みの証人の陳述書を示し、「これはあなたが述べたことが記載されているということによろしいですね」と質問してから個々の質問に入るのが通常であるが、この部分が、ロシアにおいては証人が最初に自由に話す

<sup>65</sup> "Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 292 ページ

<sup>66</sup> サハリン州の地区裁判所で相続に関連する事件の法廷傍聴をした際には、まず証人が自ら認識している事実を述べ、その後、当事者が尋問するという方式であった。

ペテルブルグのワシレオーストロフスキー地区裁判所で傍聴した職務復帰訴訟は、意見を述べる検察官関与事件であったが、最初に裁判所から質問がなされ、その後原告代理人、被告代理人、検察官の順番で尋問がなされていた。事件の性質・証人の属性に応じて裁判官の広範な裁量の下に尋問が実施されているという印象を受けた。

<sup>67</sup> 日本においては反対尋問においては誘導尋問は許されること、その理由を説明した上で、ロシアで禁止される理由は何かをシュワルツ准教授に質問した所、ロシア民法では、証人尋問を主尋問・反対尋問という対立構造として捉えるのではなく、証人尋問の全てを一体のものとして理解されているため、主尋問・反対尋問のいずれにおいても誘導尋問は許され得ないとの見解であった。

部分に該当するものと思われ、そういう意味では口頭主義が徹底されているという印象を受ける。

証言は口頭でしかなし得ず、書面でなすことはできない<sup>68</sup>。

(6) ビデオ・リンクシステム система видеоконференц-связи

法155条の1は、ビデオ・リンクシステムによる期日を定め、法177条1項で準用し、証人尋問におけるビデオリンクシステムの利用を認めている。

上述した職務復帰訴訟はビデオリンクシステムを利用した遠隔地の証人の尋問であった。法廷内に設置された液晶画面に、遠隔地の裁判所の法廷に法服を着用した裁判官と証人が出席している画像が写しだされた。人定質問は遠隔地の裁判官がなし、その後、遠隔地の裁判官同席の下、証人尋問が続行されていた。

## 6 書証 письменное доказательство 法71条

書証とは、事件の審理と判決に意味を有する事実の情報を含む証書、契約書、回答書、業務上の通信文書、その他書類、数字、図表の形式で作成される資料（ファクシミリ通信、電磁的方法、その他の方法により書面の信憑性を確定しえる方法により得られたものを含む）である。（刑事の）判決、（民事の）判決、その他裁判上の決定、手続上の行為をなした記録、裁判期日の調書、手続上の行為をなした記録（調書）の添付物（表、地図、設計図、製図）は書証に属する。

なお、電磁的な書証、メールのやり取りの情報が入ったCDやインターネットサイト上の掲示も書証に含まれる。

書証は、原本、もしくは公証人によりその真正が証明された写しにより裁判所に提出され、法人から発行された書面については公証人により真正が証明され、個人から発行された書面については、当該個人の稼働・就学・居住している企業、施設、組織の役員によりその署名の正確性が証明された場合にのみ公証人の認証を得て公証される。<sup>69</sup>

また、インターネットサイトの情報などその性質上そのまま裁判所に提出し得ないものは紙媒体に印刷されて提出されるが、実務上、その印刷については公証人が行っている<sup>70</sup>。

法181条は、書証の取り調べについて、裁判期日における朗読により取り調べられ、必要がある場合には証人、鑑定人、専門家に提示される旨規定している。

但し、個人間の文書でのやり取りやメールのやり取りなど、高度なプライバシー性が認められる文書については、その秘密保持のため、裁判所により、それらの通信・電信をなした者の同意がある場合にのみ公開の法廷で読み上げと取り調べがなされ、それらの者の同意がない場合には、その通信・電信は非公開の裁判期日で読み上げ、取り調べられる（法182条）。書証として提出された原本等の返還は、判決確定後になされ、裁判所が認めた場合には判決確定前になされる（法72条）

<sup>68</sup> "Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 291ページ 292ページ

<sup>69</sup> "Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 299ページ

<sup>70</sup> このようにトレウシェニコフの民事訴訟法では解説されているが、実務においてどこまで徹底されているかは不明である。ウラジオストックの商事裁判所における審理を傍聴した際、被告代理人のユリストが証拠をすべて写しで提出していたため、「写しによる提出の場合、公証人の認証を要するのではないか？」と尋ねたところ、「公証人は費用がものすごくかかる。」といい、日本の手続と同じくユリスト自身が「正写しました」との一文をそえてコピーを提出していた。

## 7 物証 вещественные доказательства 法73条

物証とは、その外形、特質、所在地、その他の特徴により、事件の審理と判決に意味を有する事実を認定しうる手段として機能しうる物をいう。

証拠調べについては、Осмотр 及び Исследование という二つの単語が用いられるが、これら別個の行為ではなく、裁判所と事件に参加する者に、外形、特質、所在地、その他の特徴を五感の作用をもって直接検分することを意味している<sup>71</sup>。

物証は裁判所によって取り調べられ、事件に参加する者、その代理人に提示され、必要があるときは証人、鑑定人、専門家に提示される(法183条)。

物証の取り調べは、裁判所のみではなく、裁判所への輸送が困難な物証については裁判所が指定する地もしくは当該物の所在地においてもなされうる(法74条2項)。

## 8 録音録画媒体 Аудио- и видеозаписи

法77条は、「電磁的媒体、その他媒体による録音録画を提出した当事者、あるいはその請求を上申した当事者は、いつ、誰により、どのような条件でその録音録画が実行されたのかについて適示しなければならない。」とし、録音録画媒体を証拠として申請する場合の要件を定めている。これら、撮影日、撮影者、撮影条件が明示されない録音録画は、法55条2項により、法的効力を有さず、判決の基礎とすることは許されない<sup>72</sup>。

法185条1項は、私的な性格を有する情報を含む録音・録画の再生の際、またその取り調べの際には、本法182条に定める手続を適用すると規定し、非公開の裁判期日における取り調べを定めている。

## 9 鑑定 экспертиза

(1) 法79条は、「審理手続において様々な学術、技術、業務の分野における特別の知見を要する問題が生じたときには、裁判所は鑑定を指定する。鑑定の実施は、司法鑑定機関、個別の鑑定人、複数の鑑定人に委任される。」と定めている。鑑定は当事者の申立によっても、裁判所の職権によっても指定することができる。特定の場合、具体的には精神疾患の存在を理由とする行為無能力の認定制球事件(法283条)の場合には、鑑定の指定は裁判所の義務となる。

当事者、事件に参加するその他の者はいずれも、裁判所に対し、鑑定の実施において審理されるべき質問を裁判所に提出することができ、当該質問事項を鑑定の内容とするか否かを含め、鑑定の範囲については裁判所が決定し、質問事項を却下する場合には、裁判所は理由を付さなければならない。

同条3項は、「当事者が鑑定への参加を拒絶している場合、鑑定人に対する調査のための必要な資料や書類の提出の懈怠している場合、事件の性質上その当事者の参加なくして鑑定が不可能であるときは、裁判所はどちらの当事者が鑑定への参加を拒んでいるか、また鑑定がどちらに対して意味を有しているかを考慮して、鑑定の実施により明らかにされる事実が認められるか、それとも否定されるかを認定することができる」と定めている。

鑑定への参加を当事者に強制する法律がないため、その強制はできないが、鑑定を回避する当事者について総合考慮し、不利益な認定をすることを認めている。

<sup>71</sup>"Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 3 0 4 ページ

<sup>72</sup>"Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 3 0 8 ページ

## ( 2 ) 鑑定の種類

ロシア民訴法は、複数人の鑑定について、複合的鑑定Комплексная экспертизаと集团的鑑定Комиссионная экспертизаの態様を定めている。複合的鑑定は事件における事実の認定に、同時期に複数の分野の知見の利用、または一つの知見の分野において様々な学術的方向性の利用を要する調査の実施を要する場合、すなわち異なる分野の鑑定人により実施される鑑定で、集团的鑑定は、一つ(同一)の分野の知見において、二人もしくはそれ以上の鑑定人により事実を認定するために指定されるという違いがある。

鑑定人の鑑定意見が不明瞭または不完全である場合、裁判所は同一の鑑定人もしくは他の鑑定人に委託して、追加鑑定(дополнительная экспертиза)を指定でき、従前の鑑定意見の正確性、根拠に生じた疑念、複数の鑑定人の鑑定意見の不一致については、裁判所は、同一の質問事項について他の鑑定人に委託して再鑑定(повторная экспертиза)を指定することができる(法87条)。

## ( 3 ) 鑑定人の権利と義務 法85条

鑑定人は、鑑定を実施し、裁判所から送付された質問事項について合理的理由と客観的意見を示し、鑑定意見書を裁判所に送付する義務、裁判所の呼び出しに応じて裁判期日に出頭し、実施された調査と鑑定意見に対する質問に回答する義務を負う。

また、質問事項が鑑定人の特別な知見の範囲を越えるとき、または資料や書類が調査の実施と鑑定意見の作成に適さず、または不足している場合には、鑑定人は鑑定を指定した裁判所に対し、鑑定意見の作成が不可能であることについて書面によりその理由を付して通知しなければならない。

鑑定人は、調査のために提供された資料や書類の保管について義務を負い、鑑定意見もしくは鑑定意見の作成が不可能であることの通知とともに裁判所に返還する。鑑定の指定の決定において定められた鑑定意見の裁判所への送付期限について鑑定を指定した裁判所の要請を実行せず、鑑定人もしくは司法鑑定機関の適時の鑑定実施の困難についての理由付き通知、鑑定実施が困難であることの理由付き通知もない場合には、司法鑑定機関の長、もしくは有責の鑑定人にたいしては裁判所により5000ルーブルの罰金が科される。

鑑定人は、鑑定実施のために独自に資料を収集することはできず、訴訟参加者と個人的に接触を持つことはできず、事件について利害関係を有さないことについて疑いを生じせしめる場合には手続に参加するものと個人的な接触を持つことはできず、鑑定の実施に関して明らかになった情報を公開することはできず、裁判所、裁判所の指定するものを除きいかなるものにも鑑定意見を通知することはできない。

( 4 ) 鑑定意見が出されたとしても、裁判所を拘束するものではなく、裁判所はその他の証拠に基づいて事実認定をなすことができる(法86条3項)<sup>73</sup>。

## 10 専門家の助言(консультация специалиста)

法188条は、書証、物証の検分、録音録画の再生、鑑定の指定、証人の尋問、証拠保全の措置の際に必要な場合には、裁判所は、助言、説明、直接的な技術的援助(写真撮影技術、計画策定・鑑定の見本の選定、財産の評価)のため、専門家を呼ぶことができると定めている。

<sup>73</sup>"Гражданский процесс" Под ред М.К.Треушников. Стаут. 3 1 8 ページ

専門家は、特定の学術、技術、技術などの分野における知見を有しているという点は鑑定人と同じであるが、専門家の助言は、裁判所が事実認定をするための直接の根拠となるものではなく、あくまでも鑑定や証拠調べを始めとする裁判期日を技術的に援助する存在にすぎない。

## 第6 決定による第一審手続の終了

1 第一審の民事訴訟手続は、判決もしくは決定により終了するが、まず決定による終了について説明する。

### 2 訴えの受理決定前の段階

( 1 ) 訴状の不受理決定 ( Отказ в принятии искового заявления 法 1 3 4 条 )

下記の場合、訴状の不受理決定がなされ、手続は終了する。

この訴状の不受理決定と下記の訴状の返還決定は、日本の訴え却下決定に類似するものである。

- ①裁判所の裁判管轄がなく、訴え提起をなす権利がなく、または訴状において明らかに自らの権利、自由、法的利益と無関係の行為について争点としているとき
- ②同一当事者、同一の訴訟物、同一の請求原因の紛争について、確定判決により既判力が生じている事件、請求の放棄、裁判上の和解がなされ紛争の蒸し返しとなる事件 ( 既判力 )
- ③同一の当事者間で同一の訴訟物で、同一の請求原因による紛争で仲裁廷の仲裁判断がすでになされ、当事者において義務となったとき。ただし、裁判所が仲裁廷の裁定の強制執行について執行文の付与を拒否した場合を除く。

( 2 ) 訴状の返還決定 ( возвращение искового заявления )

訴状が裁判所に到達後、法 1 3 5 条の定める要件を満たさないときには、訴状の返還がなされる。

- ①連邦法、当事者の合意 ( 仲裁合意 ) により、裁判前に紛争調整手続を取ることが定められているにもかかわらず、それをなしていないとき、もしくはその手続をなした証拠を提出しないとき
- ②請求が、裁判命令の手続により審理されなければならない事件であるとき
- ③申立受理決定をする前に当該裁判所の管轄を満たさないことが判明したとき ( 申立受理決定の後にはしかるべき管轄の裁判所に移送される )
- ④訴訟の提起が行為無能力者によってなされたとき
- ⑤訴状に署名に署名がなく、もしくはその署名、裁判所への提出について権限を有さないものにより署名され、提出されたとき
- ⑥同一の当事者、同一の訴訟物、同一の請求の原因の事件の手続が、その裁判所、もしくは他の裁判所、仲裁廷に継続していること、法 1 3 5 条によりがなされるとき ( 二重起訴の禁止 )
- ⑦申立受理決定がなされるまでに、原告から訴状の返還の申立がなされたとき ( 訴えの取下に類似しているが、受理決定の後、原告においては請求の放棄か維持のどちらかしか選択肢はない ) 。

これらの不備がないかについて、裁判所は訴状到達後 5 日以内に審理し、理由を付して決定をしなくてはならない。管轄違いについてはしかるべき管轄の裁判所を明示しなくてはならない。

また、法 1 3 1 条、1 3 2 条の定める必要的記載事項に不備がある場合、裁判所は訴訟を休止 ( Оставление искового заявления без движения ) し、その不備の補正を期間を

定めて原告に求めるが、定められた期間に補正がなされない場合にも訴状の返還がなされる。

なお訴状の返還には再訴禁止効はなく、上記の不備が解消された場合には再度訴訟提起することができる。

## 2 受理決定後の段階

### 1 ) 申立不審理の決定 ( оставление заявления без рассмотрение 法 2 2 2 条 )

訴えの受理決定をなした後にも、下記の手続上の瑕疵が発生、発覚する場合があります、その場合、申立不審理の決定がなされて終結される。

- ①連邦法、当事者の合意で定める裁判前の紛争調整手続を遵守していないこと
- ②訴訟提起が行為無能力者によってなされたこと
- ③署名、訴状提出が権限のないものによってなされたこと
- ④当該裁判所、その他裁判所、商事裁判所において同一の当事者、訴訟物、請求の原因による訴訟が係属していること
- ⑤当事者間において、裁判所における事件審理に対する異議を停止条件とする仲裁合意、もしくは第一審の終局裁判までに当事者の一方が異議を述べることにより仲裁廷への移行することの仲裁合意
- ⑥欠席裁判を望まない両当事者が、再度の呼び出しに応じず、出頭しないとき
- ⑦欠席手続を望まない原告が再三にわたる呼び出しがなされても裁判所に出頭せず、被告もその審理を求めないとき

これらの事実が認められた場合には、申立不審理の決定がなされる。

ただし、上記不備を解消したとき、当事者は訴訟を再度提起することができる ( 法 2 2 3 条 2 項 ) 。

①については、労働事件に関して裁判前の紛争調整手続を労働委員会 ( трудовая комиссия ) でしなければならない場合や仲裁合意がある場合等の規定である。

なお、⑥⑦の理由により申立不審理の決定がなされた場合で、原告または被告が裁判期日に出頭せず、かつ裁判所にその理由を通知できなかった合理的理由を裏付ける証拠を提出したときは、当事者の上申により不審理の決定を変更することができる ( 同 3 項 ) 。

上記 1 ( 2 ) の訴状返還の決定と申立不審理の決定は非常によく似ているが、前者は受理する前、後者はその後の決定という点において異なっている。

### ( 2 ) 訴訟手続終結決定 ( прекращение производства по делу 法 2 2 0 条 )

申立受理決定をなし、その審理の結果、以下の場合には訴訟手続終結が決定によりなされる。

- ①事件が、本法 1 3 4 条 1 項 1 号に規定する理由により、民事訴訟手続による審理と解決になじまないとき
- ②同一の当事者で同一の請求の趣旨・理由の紛争で確定した判決があるとき、原告の請求の放棄もしくは裁判上の和解がなされて訴訟の終結決定がなされているとき、
- ③原告が請求の放棄をなし、裁判所に認められたとき
- ④当事者が和解をし、裁判所により認められたとき
- ⑤同一の当事者、同一の請求の趣旨・原因でなされ、当事者の義務となっている仲裁廷の仲裁決定が存在するとき

但し、裁判所が仲裁裁判所の仲裁決定の強制執行について執行文の付与を拒絶したとき、あるいは裁判所がその仲裁決定を承認しなかったときを除く



①②及び⑥については、審理開始前になされる訴状の不受理事由が審理開始後に判明した場合、③は請求放棄、④は和解がなされた場合である。

なお、請求認諾がなされた場合には、その旨が理由部分に記載された請求認容判決がなされて終結する（法173条3項）。

上記決定書には、「事件手続は、同一の当事者による、同一の訴訟物についての、同一の理由による紛争の再度の提起を許さない」ことが記載され、再訴禁止効が生じる。

## 第7 弁論（судебные пленения）と判決言渡

1 証拠調べが終わると審理は終結し（окончание рассмотрения дела по существу）、原告、被告、事件に参加する第三者、検察官等は弁論を行う（法190条）。

独立当事者参加の場合には、原告、被告、第三者の順となり、補助参加の場合はそれぞれ参加する当事者（原告、被告）の後に弁論をする。

意見を述べるために参加する検察官の意見は、原告・被告の弁論の後に朗読がなされていた。

代理人・検察官らは書面を読み上げたり、ペーパーレスで比較的長時間弁論をしているのが印象的であった。

弁論においては、裁判期日において証拠調べを経ていない証拠に基づいて弁論をすることは許されず、新たな事実に基づいて主張するためには、決定により弁論を再開の上、事実の取調の後、弁論が開かれなくてはならない（法191条1項）。

2 裁判（最終）弁論の後、裁判所は判決をなすために審議室へ退廷し、その旨を裁判長が裁判期日の法廷に出席している者に言い渡す（法192条）。

判決（の採択）及び署名がなされた後、裁判体は法廷に戻り、そこで裁判長もしくは裁判官のうちの一人が判決を言い渡す。その後、裁判長は、判決の内容、その不服申し立ての手續・期限を口頭で説明し、また裁判官の個別の意見の存在を説明し、訴訟に参加した者、に対し、裁判官の個別の意見を知りうる権利と期限を説明する（法193条）。

法199条において「判決は審理の後、直ちになされる。」と規定されているが、当職が傍聴した地区裁判所、商事裁判所、連邦最高裁判所の審理については、弁論終結後、裁判官が審議室へ10分ないし30分程度退廷し、例外なく、直ちに裁判（判決、決定を含む）の言い渡しが行われていた。

## 第8 判決

### 1 判決の記載事項

（1）判決は、導入、叙述、理由、結論で構成される（法198条）。

①導入部分（вводная часть）は、判決がなされた日時、場所、判決をなした裁判所の名前、裁判所の構成、書記官、当事者、事件に参加するその他の者、それらの代理人、紛争の対象、申し立てられた請求が記載される。

②叙述部分（описательная часть）には、原告の請求、被告の反論、事件に参加したその他の者の陳述において指摘された内容が記載される。

③理由部分（мотивировочная часть）には、裁判所が認定した事件の事実、その事実の結論を裏付ける証拠、裁判所が否定した証拠の根拠、裁判所が従った法律が記載される。

④結論部分 ( резолютивная часть ) には、請求の認容、全部棄却、もしくは一部棄却、訴訟費用の分配の適示、判決に対する不服申立の期間と手続が記載される。

判決の理由部分の作成は事件の審理の終了した日から5日以内にその(作成)期限を延ばすことができるが(法199条2項)、傍聴したいずれの審理においても判決理由まで述べられていた。

なお、治安判事は判決の理由部分を作成する義務はなく、当事者から理由作成の申立がなされ、当事者、代理人が判決言渡に出頭していた場合には申立から5日以内に、出頭していない場合には申立から15日以内に理由を作成しなければならない。

(2) 特定物の引渡を命じる場合には、裁判所は判決において、当該物の引渡の判決が執行される際にその不存在が判明した場合に被告から取り立てられるべき物の価額を適示する(法205条)と規定され、特定物の引渡請求については原告による代償請求がなくとも裁判所が代償額を定めることとされている。

また、被告に対し、財産もしくは金銭の支払ではない特定の行為をなすことを義務付ける判決をなす際には、裁判所は判決において、被告が定められた期間に実行しない場合には、原告はその必要な費用を被告から徴収して被告の負担で当該行為を実行することができることを適示することができる(法206条)。

## 2 判決の確定 ( вступить в законную силу 法209条 )

判決は、控訴による不服申立がなされない場合、控訴による不服申立期間の経過により確定する。

また、控訴審による不服申立がなされた場合で、判決の全部または一部の変更があり、あらたな判決がなされた場合には、その判決の日に確定する。

日本と異なり、控訴審判決により確定し、執行力が生じる<sup>74</sup>。

## 3 判決の効力

### (1) 事実確定効 ( неопровержимость )

確定した判決については事実認定の誤りを理由として争うことが許されない。

第一審の確定判決、控訴審判決でこの効力が生じるため、破棄審、監督審は法律審となる。

### (2) 排他性 исключительность · 再訴禁止効 法209条2項、220条

確定した判決において審理された紛争については、同一の訴訟を再度提起することはできない(法209条2項)。法220条に記載された理由により、訴訟手続終結決定がなされた場合も同様である。

### (3) 強制力 обязательность 法13条

確定した判決の強制力は、すべての者に及び、国家機関、地方行政機関、組織、公務員、個人は確定した判決に従って行為をなす義務が生じる。

---

<sup>74</sup> вступить в законную силу は直訳すると法的効力を生じるという日本語訳になる。控訴審の上級審として、法律審である破棄審・監督審が残されている以上「確定」という語彙を用いて良いかについては疑問がないわけではないが、後述する通り破棄審・監督審において原判決が変更される率は低く(絶対数は少なくない)、また執行力を始めとするその他の判決の効力も生じることから「確定」と訳した。

判決について利害関係を有する者で、事件に参加していなかった者（当事者でなかった者）に対しても等しくこの強制力は生じる。

判決がその者の権利、法的利益を侵害する場合には、控訴審・破棄審で不服申立をすることができるほか、別途訴訟を提起することができる」とされている。

判決がなされて確定すると、強制力が生じ、執行されうることになるが、既判力（преюдициальность）は生じず、別訴提起をすることによりその権利・自由が保護されることになる。

なお、法13条は正確には判決、裁判命令、決定などを含む「裁判 судебное постановление」についての規定である。

#### （4）既判力 приюдициальность 法61条3項

確定した判決においてなされた事実認定は、既判力を生じる。

すなわち、判決の結論部分のみならず、理由部分についても既判力が生じ、同一の当事者間における後の裁判所の判断を拘束する。

さらに、民事事件の確定判決の既判力が及ぶのは民事事件だけではなく、刑事事件の裁判と相互にその効力が及ぶことについて注意しなければならない。

刑事訴訟の判決が民事事件に既判力を及ぼすことについては法61条4項に、民事訴訟の判決が刑事事件への効力についてはロシア連邦刑事訴訟法90条に規定がある。

ロシア連邦刑事訴訟法90条は「本法226の9、316、もしくは317条の7に従ってなされる刑事事件判決を除く確定した刑事事件判決、民事、商事、行政訴訟手続の範囲においてなされた判決により認定された事実は、裁判所、検察官、予審判事、捜査官により、追加の調べをへることなく認められる。この際、その刑事判決、民事判決は、審理されている刑事事件に参加していなかった者の有罪をあらかじめ認定するものではない」と規定する。

この点、刑事訴訟法コンメンタール<sup>75</sup>においては、同条の既判力・確定効について、確定判決の正当性の推定を根拠とすると解説する。それは、確定判決がなされ、効力が生じている以上、その判決の前提となる要証事実の事実認定についても正しい認定であるとの推定が働くとの意味であると思われる。

なお、同条後段について「審理されている事件の刑事訴訟手続に参加していない者の有罪を推定するものではない」すなわち「刑事訴訟法16条に定める防御権を与えられなかった者に対する有罪を推定するものではない」旨、説明されている。これは、捜査段階を含め、当該公判手続において被告人となっていない者について有罪を推定する効力までは有さないと説明しているものと思われるが、それは当然のことであって、民事事件の判決の確定効が刑事事件にも及ぶことは当然の前提とされている。

確定した民事事件の事実認定についてさらなる立証なく刑事事件の認定の基礎となる点は、日本の司法制度と大きく異なる部分であり注意を要する<sup>76</sup>。

<sup>75</sup> Комментарий к уголовно-процессуальному кодексу РФ проспект 2013 210ページ

<sup>76</sup> なお、民事事件の欠席判決であったとしても刑事事件に対する既判力が生じるのか教員に質問した所、それは「当然」という回答であり、なんらの疑問もないようであった。民事訴訟において、送達などの問題により出頭の機会を奪われ、判決が確定してしまった場合にどのようにしてその瑕疵を治癒するのかという質問には「上訴」（破棄審・監督審）で審理するとのことであった。上級審の審理と刑事手続が並行している場合に刑事手続が停止するか、停止しない場合には冤罪の危険性があるのではないかと、といった質問をしたが、明確な回答はなく、不明である。

#### (5) 執行力 исполнтельность 法210条

判決は連邦法の定める手続により即時の執行がなされる場合を除き、確定後に執行される。

すなわち、控訴期間経過後、もしくは控訴審の裁判がなされた後に執行力が生じるのが原則である。

法211条は、例外的に第一審判決により、①養育費の徴収、②労働者の3ヶ月分の賃金、③職務復帰訴訟、④選挙人名簿・国民投票名簿へのロシア連邦の国民の登載について、即時の執行力を認めている。

また、法212条は、執行の遅延が債権者にとって甚大な損害となり、もしくは執行が不可能となる特別な事情がある場合には、原告の申立により即時執行に付することができる、判決が変更された場合のために供託金を求めることができるとする。

これら即時の執行の決定に対しては抗告することができるが、執行を停止するものではない。

### 3 判決の更生

原則として、判決の言い渡しの後、判決をなした裁判所はその全部または一部を変更することができない(法200条)。

しかし、職権もしくは事件に参加した者の申立により、判決においてなされた誤記、若しくは明らかな計算上の誤りについて修正することができる。判決の修正の問題は、裁判期日において審理される。事件に参加する者は裁判期日の時間と場所を通知されるが、その不出頭は判決の修正の問題の審理の妨げとはならない。

### 4 追加的判決 дополнительное решение

判決をなした裁判所は、事件に参加するものの申立または職権により、下記の場合、追加的判決をなすことができる。

- ①事件に参加する者の請求のある部分について、証拠が提出され、主張がなされているにもかかわらず、未だ判決がなされていない時
- ②裁判所が権利の問題について判断したのち、言い渡しがなされる(べき)金額、引き渡しがなされる財産、被告が強制される行為の範囲が記載されていない時
- ③訴訟費用について裁判所により判断されていない時

判決の更生は判決上の明らかな誤りを正すものであるのに対し、追加的判決は判断漏れの事項について、改めて判決をなすものである。

従って、追加的判決の形ですでになされた判決を変更することはできず、裁判期日で審理されていない争点について判断することも許されない<sup>77</sup>。

追加的判決は判決が確定するまで成し得る。追加的判決は、上記問題の裁判期日における審理の後、裁判所によってなされ、不服の申立をなすことができる。事件に参加する者は、裁判期日の時間と場所を通知されるが、その不出頭は追加的判決の審理の妨げとはならない。

判決が確定した後は、原告は判断が漏れた部分について、新たな訴訟提起をすることができる<sup>78</sup>。

<sup>77</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 396

<sup>78</sup>П 15 постановления Пленума ВСРФ от 19 декабря 2003 № 23 о судебном решении

## 5 判決の釈明手続 Разъяснение решения суда 法202条

判決に不明瞭な点がある場合、裁判所は、事件に参加した者、執行官(судебный пристав-исполнитель)の申立により、判決内容を変更せず、判決の釈明をなすことができる。判決の釈明は、判決が強制執行をなすことができる期間を徒過することなく強制執行に付された時になすことができる。

なお、執行官が判決の釈明の申立をなした場合には、申立が到達した日から10日以内に審理をしなくてはならない。<sup>79</sup>

## 6 判決の執行の延期、分割払い、判決の執行の方法と手続の変更 法203条

事件を審理した裁判所は、事件に参加する者、執行官の申立により、あるいは当事者の財産状況、その他の事情に基づいて、判決の執行を延期し、分割払いにし、また執行の方法と手続を変更することができる。この申立は、裁判期日において審理される。事件に参加する者は裁判期日の時間と場所について通知されるが、その不出頭は裁判所における上記問題の審理と解決の妨げにはならない。これらの決定については抗告するすることができる。

被告の財産状況の変化、債務者、債務者の親族の病気、被告の不在、その他の事情を考慮して決定がなされるが、被告により申し立てられることが多い。<sup>80</sup>

## 7 判決の送達(Высылка копий решения суда) 法214条

事件に参加する者で、裁判期日に出頭する者に対しては、当日、書面で判決の写しが交付される。判決理由について別途作成する場合には(法199条)、その理由を付した判決の作成期日の翌日から5日以内に送付される<sup>81</sup>。

事件に参加し、裁判期日に出頭しない個人に対し、判決の写しは紙の媒体で、最終的な形で判決がなされてから5日以内に送達される。その上申により、もしくはそれらの者の裁判所における技術的可能性に対する同意により、判決の写しは、当事者その他の手続参加人が接続しえる範囲において(以下、制限されたアクセスという)、インターネットにおける裁判所の公式サイトに掲載する方法でも送達される。

これに対し、事件に参加し、裁判期日に出頭しない国家機関、地方公共団体、その他機関に対しては、判決の写しは、制限されたアクセスによりインターネット上の裁判所の公式サイトに掲載する方法によって送達される。裁判所に技術的に実現できない場合には、判決の写しは紙媒体で判決が最終的な形でなされてから5日以内に送達される。

## 第9 欠席手続(заочное производство)と欠席判決(заочное решение) 第22章

1 裁判期日の通知を受けた被告が期日に出頭しない場合、日本においては擬制自白の規定が準用される(民事訴訟法159条3項)。

<sup>79</sup> П.2,ст.32 Федерального закона от 2 октября 2007 г (об исполнительном производстве)

<sup>80</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 3 9 9

<sup>81</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 4 1 1

ロシア民訴法には日本の民事訴訟法に定める「擬制自白」の制度はなく、訴訟手続は通常の訴訟手続と同様に行われ、原告から提出された証拠を評価し、判決がなされる。証拠に基づいて事実認定をなすという意味では通常の判決と欠席判決に至るまでの手続は大きく異ならない(法234条)が、被告においては反論の機会が奪われたまま判決がなされる。

2 欠席手続の要件は①被告が期日に出席せず、②その被告に対ししかるべき方法で裁判期日の日時、場所が通知されており、③欠席手続とすることに原告の同意があり、④出席しないことについてやむを得ない事由がなく、⑤被告から、その欠席での裁判審理の上申もない場合、裁判所は、決定により事件を欠席手続に付される。

ただし、複数の被告が事件に参加する場合、欠席手続の方式による事件の審理は全ての被告の裁判期日への不出頭の場合にのみ可能となる。

原告が同意しない場合、裁判期日は延期となり、また原告による訴訟物もしくは請求の原因の変更、請求の範囲の拡張がなされる場合も裁判所は、当該裁判期日において欠席手続の方式により事件を審理することはできない。

被告が欠席したものの1回で結審せず、追加の立証が裁判所から求められ(法57条1項)、さらに次回期日が開かれた場合、被告は出頭することもできる。

なお、被告の防御の面から欠席手続においては原告は訴えの変更をすることはできない(233条4項)。

原告が欠席手続に同意し、裁判所の決定により欠席手続に付された後、裁判期日に出頭せず、その不出頭の状態で事件の審理の延期を裁判所に申請しない原告に対しては、欠席判決の写しが判決がなされてから3日以内に受領通知とともに送付され、被告にも同様に欠席判決の写しが送付される。

原告が期日に出頭せず、かつ欠席手続を求める意思表示すらしなない場合には、不審理の決定がなされる。

### 3 欠席判決に対する不服申立 法237条

被告が欠席判決について不服申立をなす方法は、①欠席判決の変更申立と②控訴による不服申立である。

#### (1) 欠席判決変更の申立

被告は、欠席判決をなした裁判所に対し、自らがやむを得ない理由により裁判期日に出席できず、かつその通知を適時に行えなかった事実を主張し、その判決の変更を判決受領の日から7日以内に申し立てることができる。

裁判所は、欠席判決の変更申立を審理し、その申立の却下決定をするか、欠席判決を変更して同一もしくは別の裁判体による事件の審理の再開の決定をなす。

裁判所が、被告の裁判期日における不出頭が、被告が適時に通知しえなかった合理的な理由により起因させられたもので、その際に、被告が判決の内容に影響を与えうる事実を主張し、かつ証拠を提出した時に、欠席判決は変更されうる。

すなわち、この段階で被告において抗弁についての反証が求められ、欠席判決の内容に影響を与えうる事実の主張とそれを裏付ける証拠の提出がなされたと認められない場合には欠席判決の判決変更の決定はなされない。

欠席判決を変更する際には、裁判所は事件の審理を再開する。

欠席判決変更決定の後、適切な方法により裁判期日の時間と場所を通知された被告が再び欠席する場合には、新たな審理においてなされた判決は欠席(判決)ではないため、被

告は再び欠席手続の方式でその判決のやり直しの申立をなすことはできず、控訴による不服申し立てをすることになる。

### (2) 欠席判決に対する控訴

欠席判決は、被告による判決変更の申立の期限を徒過してから1ヶ月の間、控訴の方式により当事者により不服申立がなされうる。判決変更の申立がなされた場合には、その申立が却下決定がなされてから1ヶ月の間とされる。

## 第10 裁判命令 (судебный приказ) 121条ー

1 裁判命令手続は、日本の支払督促に類似した制度である。

訴訟物の価額が50万ルーブル未満(1ルーブル2円とすると100万円)の、下記に該当する金銭、動産の請求についてなされる。

- ①公証人により公証されている取引に基づく請求
- ②簡易な書面による形式によりなされている取引に基づく請求
- ③未成年の養育費の徴収の請求で、父子関係の確定・父子(母子)関係の紛争、その他利害関係人の誘引の必要性和関連しないもの
- ④労働者に未支給の給与で、休暇手当、解雇手当、その他労働者に加算された金員の徴収に関する請求
- ⑤裁判所の定められた手続による業務遂行の確保、裁判、その他の機関の執行において、連邦執行機関の地域機関により申し立てられた被告、債務者、子の捜索と関連して生じた費用の徴収の申立

2 裁判命令の申立は書面によってなされ、申立書と、請求を裏付ける資料が提出される(法124条)。

裁判所は、申立が①法135条に定める訴状返還事由がある場合、②請求を裏付ける資料が提出されない場合、③国税(印紙)の支払がない場合、④法124条に定める裁判命令申立の形式・記載事項を遵守しないときには申立書を返還し、④法134条に定める訴状の不受理事由がある場合、⑤上記1記載の類型の紛争ではないとき、⑥債務者がロシア連邦領域内にいないときにはそれぞれ申立を却下する。

裁判命令は、裁判審理がなく、その陳述を聞くために当事者を呼び出すことなく、申立書が到達してから5日以内に裁判命令がなされる。

かつては、3日以内に被告への通知と反論の機会を与えていたがそれらが期日に間に合うことがないため、形式的なものとなっていたため、審理を開かず、また被告に対しても通知しないこととなった<sup>82</sup>。

### 3 不服申立

裁判命令がなされると、債務者は裁判命令をなした後、10日間異議の申立をすることができる。

期間内に異議申立がなされた場合には、裁判所は裁判命令の変更決定をなす。その場合、債権者は通常訴訟手続において申立をなすことができる旨が記載される。

---

<sup>82</sup>"Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7-е издание. Ред. Г.А.Жилин  
264 ページ

なお、裁判命令に対しては本異議しか申し立てることはできず、控訴による不服申立はできない。

ただし、法386条の1において、裁判命令と確定した簡易訴訟手続の判決については破棄審において不服申立をなすことができる旨規定されている。この破棄審における審理においても、原則として書面主義が採られ、当事者らが呼び出しをなされることはないが、不服申立人が釈明をなし、裁判所が必要であると判断した場合には、当事者らが呼び出しをされて、審理される。

#### 4 裁判命令の交付

定められた期間に債務者から異議申立が裁判所になされないときは、裁判官は債権者に対し、執行の際提出するために、裁判所の紋章印によって公証された裁判命令の副本が交付される。債権者の上申により、裁判命令は裁判所により、執行手続のため、裁判所執行官に送付されうる。その中には、ロシア連邦法で定める手続において、電子署名により効力を付された電磁記録の形式の書類も含まれうる。

### 第11 簡易訴訟手続 (упрощенное производство)

1 簡易訴訟手続は、2016年3月2日施行の連邦法により導入された制度で、法232条の2第1項に定める事件について、原告及び被告らの書面・証拠の提出期限を裁判所が設定し、書面のみで審理・判決をすることができる手続である。

これは、比較的軽微な事件について、書面・証拠の提出期限を付した上で書面審理とすることにより、訴訟経済を図る制度である。

判決言渡までに書類・証拠が提出された場合であっても、裁判所がその提出のために定めた期日を徒過した場合には原則としてそれらに基づく主張をなすことができず、裁判所においてその期限の徒過に合理的理由があると認める場合にのみ許される。

なお、232条の2に定める事件以外についても、裁判準備期日において、当事者双方の合意があるときは、一方当事者の申立または職権により、同4項に定める場合を除き、簡易訴訟手続に付することができる。

#### 2 簡易訴訟手続の対象となるのは下記の事件である (法232条の2 第1項)

① 訴額が10万ルーブルを超えない金銭請求訴訟、財産請求訴訟で裁判命令手続対象事件以外のもの

② 訴額が10万ルーブルを超えない所有権確認請求訴訟

③ 被告が認め、かつ履行しない金銭債務・契約により生じた債務を証する書類に基づく請求で裁判命令手続対象事件以外のもの

しかし、行政違反事件に起因する事件、国家機密に関連する事件、子供の権利に関連する紛争、特別手続により審理される事件については簡易訴訟手続では審理することができない。

3 上記事件のほか、事件が簡易訴訟手続で審理し得ないことが明らかになったとき、第三者の事件への参加の上申が認められたときは、裁判所は通常訴訟手続において審理する。

#### 4 簡易訴訟手続の判決

簡易訴訟手続の判決は結論部分のみが記載され、事件に参加する者から判決理由作成の申立、もしくは控訴による不服申立がなされた場合にのみ理由部分が作成される。



また、判決がなされてから15日以内に控訴による不服申立・上申がなされない場合、判決は確定するとされ、不服申立期間を1ヶ月とする通常訴訟手続よりも短い。

なお、判決理由作成の申立をなしている場合には、不服申立期間は完成した判決が交付された後15日以内とされている。

## 第12 特別手続 ( особое производство ) 法第27章～38章

1 特別手続とは、法律上意味を有する事実の確認請求を審理する手続である。

特別手続の目的は、権利についての紛争の解決ではなく、様々な領域の事実、行為、出来事の不確定性の除去にある<sup>83</sup>とされている。

そして、特別手続は、いわゆる非訟手続であり、対立当事者構造をとる訴訟手続とは明確に区別されている。

法律上意味を有する事実の確認が特別手続の審理事項とされているが、全ての確認の訴えが特別手続で審理されるわけではない。

通常裁判手続で審理すべき事件が特別手続として申し立てられた場合、裁判所は不審理の決定により終結する(法263条3項)。

日本では通常訴訟に分類されるであろう土地所有権確認請求事件などが特別手続によるものと規定されているが、後述する通り、その請求の目的によって「特別手続」によるのか「訴訟手続」によるのかが区別されるとされており、この点においても非常に複雑であるという印象を受ける。

2 特別手続の審理は、原則として、ロシア民訴法の一般原則に従って行われる(法263条1項)。したがって、申立の提起、準備手続、審理などは通常の民事訴訟手続と同様で、立証、調書の記録、判決言渡などの点においても変わりはない。

しかし、原告被告という当事者が参加する対立当事者構造をとるのではなく、申立人・利害関係人が参加する手続となる。申立人の上申、裁判所の職権、利害関係人の申立により、その他の参加人が訴訟に引き込まれる<sup>84</sup>。

争訟性がないことが特別手続の特徴とされ、それと関連して請求の認諾・放棄、和解、反訴はなしえない<sup>85</sup>。

### 3 特別手続の管轄

特別手続の管轄は、各申立の種類によって定められている。

例えば、法律上意味を有する事実の確認を求める申立の提起は、申立人の住所地とされるが、不動産の所有・利用の事実の確認を求める申立は不動産の所在地とされる(法266条)。また養子縁組の申立については、養子縁組を希望するロシア連邦の国民によって、養子の住所地または所在地の地区裁判所(法269条1項)、ロシア連邦の領域外に

<sup>83</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 5 3 1 ページ

<sup>84</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 5 3 2 ページ

<sup>85</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 5 3 3 ページ

常に居住するロシア連邦の国民、外国人、無国籍者が、ロシア連邦の国民である養子と養子縁組を希望する場合には、養子の住所地または所在地のしかるべき共和国最高裁判所、管区裁判所、地方裁判所、連邦指定都市裁判所、自治区裁判所、自治管区裁判所に申し立てるとされ、上級審（法320条の1の規定によると通常事件の控訴審裁判所）が第一審となる旨定められている（同2項）。

#### 4 特別手続の判決

特別手続の判決の効力は、ロシア民法の一般原則により生じ、判決確定後、強制的な性質を持つ。しかし、失踪の認定、死亡宣告の判決の効力について、判決確定の後、失踪の認定、死亡宣告が認められた私人の出頭、所在地が判明した場合、裁判所は新たな判決により、従前なした判決を取り消す（法280条）など、その性質上、通常の裁判手続とは異なる規定も存在する。

#### 5 特別手続により審理される事件

##### （1）法律上意味を有する事実の確認 法264条

- ・ 親族関係
- ・ 扶養関係にある事実
- ・ 出生、養子縁組、婚姻、離婚、死亡の登録の事実
- ・ 父子関係を認める事実（認知）
- ・ （権利確定）書面に記載されている名前、父姓、姓でパスポートに記載されている同人の名前、父姓、姓と合致しない場合における、権利確定書類に関わる事実（軍事書面、パスポート、（国家）機関によって発行される公民権の証明書の記載を除く）
- ・ 不動産の所有・利用の事実
- ・ 災害の事実
- ・ 特定の時、特定の事情のもとにおける死亡の事実で、（国家）機関が死亡の登録を拒否している時
- ・ 相続の発生と相続の開始した場所
- ・ その他法律上の意味を有する事実

上述した通り、通常裁判手続で審理すべき事件が特別手続として申し立てられた場合、裁判所は不審理の決定により終結する（法263条3項）。

##### （2）その他の事件

- ・ 養子縁組の申立（法269条）ただし、離縁は訴訟手続でなされる。
- ・ 失踪認定と死亡宣告申立（法276条）
- ・ 制限行為能力、行為無能力、14歳から18歳までの未成年者の財産の自己管理権の制限と剥奪の申立（法281条）
- ・ 未成年者の完全行為能力の宣告の申立（法287条）
- ・ 動産の無主物性、無主物の不動産の所有権の確認請求の申立（法290条）
- ・ 喪失した持参人払いの有価証券、指図人払いの有価証券の無効確認とその復権の申立（法294条）
- ・ 身分登録情報の修正または変更の申立（法307条）
- ・ 公証人の公務の執行、もしくはその執行の拒絶の申立の提起（法310条）
- ・ 失効した訴訟手続の回復に関する決定に対する不服申立手続（法319条）

#### 5 特別事件と通常訴訟事件の対象の区別

通常訴訟事件との区別については、争訟性の有無によることになり、下記のような事例で説明されている。

例えば、法264条2項1号で、親族関係についての事実確認請求が規定されているが、これは、公証役場において相続権の証明を取得するために必要となる場合や、養育者を亡くし年金受給権の登録のために必要な場合に特別手続において確認されうる。

しかし、親族関係の確認が、住居に関する権利、住居の交換の権利を証する目的でなされた場合には、住居に関する立法は、親族関係と法律効果の発生を直接的に関連づけるものではなく、住居に関する権利・交換の権利が否定された場合には、しかるべき訴訟手続によらねばならず、特別手続の申立は受理されるべきではないと解説されている<sup>86</sup>。

また、法264条2項7号は、不動産の所有・利用の事実について特別手続の審理対象としているが、申立人において当該財産の権利確定書類を受領するために必要な場合や、法律により、所有権、その他の権利が実際の所有者・利用者と直接関連する場合には特別手続による審理が認められる。

しかし、家について他人の所有登記がなされている場合などは、特別手続ではなく、訴訟手続により審理されなければならない。

また、取得時効による不動産の所有権確認請求については、連邦最高裁の決定により、訴訟手続によってのみなすことができると判示されている<sup>87</sup>。

このように、事件が特別手続において審理されるべきものか否か、その争訟性の有無を判断する必要があるため、その申立書には法131条2項規定の必要的記載事項のほか、「特別手続申立の目的」を記載し、裁判外で当該事実を証する書類の取得、効力を失った書類の復権が不可能であることを証する証拠を提出しなければならない(法267条)。

---

<sup>86</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 538ページ コメントールではこのように特別手続の争訟性について解説されているが、その概念の区別に馴染みがない者にとってその判断は困難である。

<sup>87</sup> П9 постановления ВС РФ № и Пленума Высшего Арбитражного суда РФ № 22 от 29 апреля 2010 г о некоторых вопросах, возникающих в судебной практике при разрешении споров, связанных с защитой права собственности и других вещных прав

### 第3部 上級審

#### 第1 上級審総論

1 ロシア連邦民事訴訟法における審級は、別表1記載のとおり、第一審、控訴審、破棄審、監督審の四審制である。ただし、破棄審においては第一、第二と2回規定されているため、実質的には最終審まで五つの審級が存在することになる。

加えて、民事訴訟手続に対し、憲法訴訟における憲法裁判所の判決、欧州人権裁判所の判決が影響を及ぼすため、多元的で複雑な訴訟構造となる。

ロシア民訴法の特徴の一つとして、前述した通り、各審級における（日本の感覚では極めて短期に思われる）審理期間の定めがあり、また原則として控訴審により裁判は確定する。

なお、ロシア民訴法における、第一審、控訴審、破棄審（第1・第2）、監督審の訴訟手続の流れ、審理期間、不服申立手続は、ヨーロッパ人権裁判所の2015年5月12日判決において非常にわかりやすく説明されている<sup>88</sup>。

#### 2 司法統計から見える上級審の審理の実情

（1）2016年度版ロシア連邦司法統計（ロシア連邦最高裁判所裁判局編）<sup>89</sup>によると、上級審への不服申立及びその審理の概要は別表2の通りである。

（2）第一審終局判決に対する控訴による不服申立件数・破棄審からの差戻審の合計は69万7728件、形式的要件を満たさないために訴状の返還または不受理決定がなされたものは3万2049件である。

民事事件の終局判決に対してなされた控訴審の審理は54万6416件、審理の結果、終局判決の全部が変更されたのは8万3059件、一部が変更されたのは1万9797件となり、控訴審において約20%の割合で原判決が変更されていることになる。

（3）法律審である破棄審の審理における前年度未済と新受件数の合計が民事・行政事件で約30万件である。

このうち、原審の事件記録の請求（истребование дела）がなされて精査されたのは4万6304件、破棄審の申立受理決定がなされたのは民事・行政合計で7634件、破棄審において原裁判が変更されたものは7052件となる。

破棄審において原裁判が変更される率は2.35パーセントとなるが、申立受理決定がなされた場合にはその大半が変更されることになる。

なお、破棄審の裁判体において不審理の決定をなしても最高裁長官・副長官によりその決定を覆して受理することができる制度があるが、最高裁長官・副長官によりその決定を覆され、受理された事件（法381条3項）が46件と一定程度存在するのは興味深い。

（4）監督審においては、その審理・認容の件数、率は著しく減少する。

監督審の前年度未済事件が2件、新受件数が646件であるが、不服申立の返還は129件、不受理決定が498件、破棄審の審理に付された件数は8件（最高裁長官・副長官

<sup>88</sup>Решение ЕСПЧ（ヨーロッパ人権裁判所判決）от 12.05.2015 私が読んだのはロシア語の翻訳版であるが、原文は英語であると思われる。

<sup>89</sup>Сводные статистические сведения о деятельности федеральных судов общей юрисдикции и мировых судей за 2016 год（Ред. Судебный департамент при верховном суде РФ）

による審理決定を含む)、その全件について原判決・決定が変更されている。この監督審における審理・認容率は、不服申立件数の1.2パーセントとなっている。

## 第2 控訴審 ( апелляция )

### 1 控訴審の性質

確定していない第一審判決・決定に対する不服申立手続が控訴審である。

控訴審の審理が、継続審 ( полная апелляция ) か事後審 ( неполная апелляция ) に該当する については、ロシア民訴法上一義的には評価し得ないとされ判然としないと解説されている<sup>90</sup>。例えば、法327条1項は、「控訴審裁判所は、第一審裁判所の手続の規定に基づいて、本章の定める特殊性を考慮して、裁判期日において再度審理する。」と規定し、その審理手続は第一審についての規定を適用することが明確に規定されている。しかし、後述するように、控訴審における新たな請求や証拠調べ請求が制限されていることからみると、事後審としての性格が強いと思われる。

### 2 控訴権者

当事者、参加人 ( 独立当事者参加、補助参加 )、事件に参加した検察官及びその他の者 ( другое лицо ) も控訴による不服申立をすることができる。

検察官については、厳密には当事者ではないため、不服申立 ( жалоба ) ではなく、控訴の上申 ( представление ) をなすものとされ、区別されている。

当事者の代理人についても控訴権者であるが、任意代理人については委任状に控訴について明確に規定されなければならない ( 法54条 )。

法定代理人は、委任状がなくても独自の判断で控訴することができる ( 法50条 )。

事件に参加していない者で自らの権利、義務について第一審裁判所が判決をなした場合、控訴することができるがこれはロシア民訴法の特徴といえる。

後述する通り、事件に参加させられなかった者の権利、義務について第一審裁判所が判決をなした場合に絶対的控訴事由となることと関係している。

また、ロシア民訴法では、判決の効力は当事者のみならず全ての者に及ぶものとされ極めて広い効力を有することと、事件に参加していないが自らの権利義務について判決がなされた者、すなわち当事者ではない者が控訴権者となり得ることと関係していると思われる。

なお、第一審裁判所の審理に参加させられなかった者の控訴期間については、訴訟期間の回復請求により、知った時からとされている ( 法112条 )<sup>91</sup>

また、第一審に参加していない者で、第一審がその者の権利、自由、法的利益を害する場合には、控訴による不服申立をなすことができるほか、自らの権利、自由、法的利益を保護するために別途訴訟提起することもできる ( 法13条 )。

すなわち、判決の既判力は訴訟に参加する者にしか及ばないため、第一審裁判所の審理に参加していない者が控訴審・破棄審・監督審への不服申立をなし、控訴審以降の審理に実質的に参加し、かつその不服申立が認められなかった場合であっても、別途、新たに訴訟を提起することが認められる<sup>92</sup>。

<sup>90</sup> Гражданский процесс под ред М.К Треушников 2014 статус 6 2 1 ページ

<sup>91</sup> Гражданский процесс под ред М.К Треушников 2014 статус 6 2 3 ページ

<sup>92</sup> ペテルブルグ大学のシュワルツ准教授に確認した。この点からも、控訴審が事後審の性質を有していることを反映していると思われる。

### 3 控訴による不服申立

最終的な形式で判決がなされた時から1ヶ月以内に、第一審判決をなした裁判所を通じて控訴することができる(法321条1、2項)。

最終的な形式とは、判決の必要的記載事項(導入、叙述、理由、結論)が全て記載された書面の形式をいう<sup>93</sup>。例えば、理由部分を省略して判決言い渡しが行なわれた場合には、理由部分を付した判決が作成された後から控訴期間が進行する。

欠席判決が行なわれ、被告が控訴する場合、欠席判決の変更申立のための7日間を経過した日から控訴期間が進行し、また欠席判決変更申立をなして却下された場合にはその却下決定の日から控訴期間が進行する(法237条)。

日数計算は、法第9章の定めに従って行なわれ、郵送の場合には発信主義がとられる<sup>94</sup>(第108条3項)。

### 4 第一審裁判所の役割・控訴申立書審査

控訴による不服申立・上申は、日本と同じく原判決をなした第一審裁判所に対して提出され、控訴審裁判所に直接提出された場合には第一審裁判所へ送付される(法321条1項、2項)。

これは、原審に記録があり、控訴による不服申立の客観的要件については原審において審査するためであるとされている。

法322条に定める必要的記載事項、訴訟費用の支払いなど客観的要件を満たさない場合には、裁判官は申立書・上申書が到達してから5日以内に、補正に要する合理的期間を指定して審理の休止の決定(без движения)をする。

①指定した期間に補正が行なわれなかった場合、②控訴期間を徒過し、かつ訴訟期間の回復がない場合もしくは訴訟期間の回復請求が却下された時は、控訴による不服申立書・上申書は申立人に返還(возвращение)される。

第一審裁判所は、本法321条で定める期限に提出され、かつ322条の要件を満たす控訴の申立・上申が裁判所に到達した後、当事者、訴訟に参加した者に対し、申立書・上申書・添付書類の写しを交付し、控訴期間1ヶ月の経過をまって記録が控訴審裁判所へ送致される。

### 5 控訴による不服申立の取下 法326条

裁判所が、控訴審の申立受理決定をするまでは、申立人は控訴の取下げをすることができ、その場合には終結決定により手続が終了する。

### 6 請求・立証の制限 法322条

控訴審においては、第一審においてなしていなかった請求を新たになすことはできない(法322条2項)。

---

<sup>93</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
637ページ

<sup>94</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
637ページ

その理由については、もっぱら控訴審の性質上、第一審裁判所の判決を審理するため、同一の訴訟物が審理の対象となるという論理で説明され、審級の利益という概念・説明はみられない<sup>95</sup>。

また、提出証拠については、第一審において提出しえなかった証拠についてのみ、当事者らにその援用が認められる（同項）<sup>96</sup>。

「第一審において提出できなかった」とは、具体的には第一審裁判所が当事者の証拠請求（истреование доказательств）、追加の証拠調べ、証人の呼出、鑑定人の指定、裁判の委託を不当に却下した時、時効の完成や訴訟期間の経過を理由としてその請求を審理することなく棄却した時などである。

## 7 審理期間の定め 法327条の2

連邦最高裁が控訴審裁判所となる場合は3ヶ月、その他の控訴審裁判所は2ヶ月を上限として審理される。

## 8 控訴理由 法330条

ロシア民法においては、原判決を変更する控訴理由が規定されている。

### （1）相対的控訴理由

以下の場合、控訴審の決定により、原判決の全部または一部が変更される。

- ①事件において意味を有する事実認定の誤り
- ②事件において意味を有する証明不十分
- ③（認定した）事実と第一審判決の結論の不一致
- ④実体法、手続法の法令適用の誤り

実体法の法令適用の誤りは、適用すべき法の不適用、適用すべきでない法の適用、不適法な解釈をいい、手続法の法令適用の誤りは判決に影響を及ぼす場合にのみ原判決の変更理由となる。

### （2）絶対的控訴理由

以下の事実がある場合、原判決は必ず変更される

- ①不適法に構成された裁判体による審理
- ②事件に参加している者に対して、裁判期日の日時、場所が通知されず、欠席状態でなされた審理
- ③裁判期日において用いられる言語についての違反
- ④事件に参加させられなかった者の権利、義務について裁判所が判決をなしたこと
- ⑤判決に審理をした裁判官の署名が全部または一部欠け、または裁判官でない者により署名された時
- ⑥裁判期日の記録（調書）のない時
- ⑦裁判官の審議の秘密に関する規定違反

## 9 控訴審裁判所の裁判 法328条

（1）控訴審においてなされる裁判は以下のとおりである。

- ①不服申立事由が証明されない場合→第一審判決の不変更

<sup>95</sup> Гражданский процесс под ред М.К Треушников 2014 статус 6 2 9 ページ

<sup>96</sup> この証拠制限も控訴審の事後審としての性格を反映していると思われる。

②判決の全部、または一部を変更し、新たな判決

③判決の全部または一部を変更し、訴訟手続の終結、不審理の決定

④控訴期限を徒過し、かつ訴訟期間の回復がないため、控訴による不服申立の不審理の決定

簡略化すると、①は控訴請求棄却、②は控訴請求一部認容、③・④は法220条、221条の理由が控訴審で明らかになったため、訴訟手続の終結決定・不審理決定がされる。

②については、必ずしも我々がイメージするような一部勝訴を意味するものではない。

判決の一部変更には、判決の結論部分の変更も当然に含まれるが、訴訟費用の負担の変更、判決理由部分のみの変更も含まれるためである。

ただ、判決理由部分の変更の意味があるのは、上述したとおり、判決の既判力が判決理由中の判断に及び、その後、同一当事者間の紛争において裁判所の判断を拘束することになるので、その点について一部変更の裁判を得ることは意味がある。

なお、控訴申立・上申の取下にともなつてなされる、控訴審手続の終結(法326条3項)と③は異なる。すなわち③で訴訟手続が終結された場合、法221条により再訴禁止効が生じるが、控訴申立取下による控訴手続終結決定はあくまでも控訴手続が終結するのみであり、原審の審理の結果はそのまま保持される<sup>97</sup>。

控訴審裁判所の権限に、第一審裁判所への差戻の決定は規定されていない。

すなわち、第一審手続に参加できなかった利害関係人、裁判期日の日時場所について適切に通知がなされなかった当事者がいる場合に、原審へ差し戻し、新たな審理に付すことは本条には定められていない。法328条の趣旨に鑑みれば控訴審裁判所は新たな判決をなすことになる。

しかし、連邦最高裁総会決定<sup>98</sup>において、第一審裁判所の管轄違反、または裁判準備期日において時効・提訴期間について適正に整理していない場合に、第一審へ事件の差戻を認める旨記載され、実務でもそのようになされているようである。

なお、原判決に違法が認められとしても、控訴審裁判所が第一審裁判所と同一の結論に至る場合には、原判決は変更されることはない(без изменения)。

(2)控訴審裁判所により審理されるのは、控訴による不服申立書・上申書に記載された主張・反論の範囲に限定される(法371条の1 1項)。

しかし、法56条2項、法196条3項により、第一審裁判所の審理において弁論主義・処分権主義の制限がなされているように、控訴審裁判所の審理においても同様に制限される。

法372条の1の2項は「控訴審裁判所は、適法性のためには、すべての範囲において第一審裁判所の判決を判断することができる。」と定め、同3項は、「控訴による不服申立、上申に記載されている主張によらず、控訴審裁判所は第一審裁判所の判決破棄事由となる本法330条4項に定める手続法違反がなされていないかを判断することができる。」と規定し、当事者による不服申立の範囲を超えて判断されることになる。

<sup>97</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
651ページ

<sup>98</sup>П.37,38 Постановлением Пленума Верховного суда РФ № 13 от 19.06.2012



### 第3 破棄審 ( кассационная инстанция )

#### 1 破棄審による不服申立手続 法376条

( 1 ) 破棄審の審理は、連邦最高裁でなされた裁判を除き、確定した原裁判について、その権利、自由、法的利益を侵害された者は、その確定した時から6ヶ月間、破棄審による不服申立をなすことができる。

破棄審は法律審であり、第一審及び控訴審においてなされた事実認定を変更することはできず、あくまでも実体法・手続法上の違法の有無について判断する。

すなわち、控訴審の段階において、法的に意味を有する新たな事実について事実認定がなされた場合、破棄審は控訴審の事実認定に基づいて判断をしなければならず、第一審の事実認定に覆すことは許されない<sup>99</sup>。

また、破棄審が法律審であることから、大半の事件については事件記録を精査することなく、一部の事件についてのみ、原裁判所に事件記録の請求 ( истребование дела ) がなされ、記録が破棄審に取り寄せられる。

なお、原裁判が確定した時から6ヶ月間、破棄審による不服申立・上申をなすことができる。

( 2 ) なお、破棄審による不服申立の事物管轄は複雑である ( 法377条2項1号ないし4号 ) 。

法390条1項2号、3号に定める通り、破棄審の審理対象に「破棄審の決定」が含まれている。

地区裁判所・軍事裁判所を第一審とする事件について、共和国最高裁判所 ( 上級審 ) に控訴申立をなした後、その控訴審決定に対する破棄審による不服申立はその共和国最高裁判所などの幹部会に申し立てることができ、その不服申立を適法になしていた場合に限り、さらなる破棄審としてロシア連邦最高裁民事部合議体<sup>100</sup> ( СКГД ВС ) に不服申立をなすことが認められている<sup>101</sup>。

#### 2 破棄審における審理

##### ( 1 ) 破棄審の受理するか否かの決定

破棄審による不服申立、上申がなされた場合、法380条の1に規定する裁判官により、破棄審において受理するか否かを決定する ( 法381条1項、2項 ) 。

裁判官は、不服申立・上申について破棄審における審理に付すか否かをまず判断する。

その判断にあたっては、破棄審による不服申立書、上申およびそれらに付された資料のほか、第一審裁判所に対する事件記録の請求の照会 ( запрос истребования дела ) をなし、第一審から取り寄せた事件記録の資料により判断する。

---

<sup>99</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин 690ページ

<sup>100</sup> 連邦最高裁合議体については、連邦法「ロシア連邦最高裁判所について」第9条に定めがあり、裁判長となる最高裁副長官、陪席となるその他の最高裁裁判官により構成される。同条に人数の規定はないが、連邦最高裁の破棄審の審理を傍聴した際には3名の裁判官により構成されていた。

<sup>101</sup> なお、監督審の審理はロシア連邦最高裁民事部合議体の決定に対する不服申立であるから、控訴・破棄審による不服申立を適法に ( 期間を遵守して ) なしていない場合には監督審の審理を受けられないことになる。

破棄審の不受理決定がなされた段階で、当該破棄審の審理は終了する。

## (2) 連邦最高裁長官・副長官による決定の変更

破棄審で不受理決定がなされた場合、当事者はその決定に対して、ロシア連邦最高裁判所長官、その副長官に対し不受理決定に対する不服申立をなすことができる。

ロシア連邦最高裁長官、副長官は、破棄審申立・上申の最高裁判所裁判官の不受理決定に同意せず、その決定を破棄し、破棄審の審理へ移行する受理決定をなすことができる

(法381条3項)<sup>102</sup>。

なお、ロシア連邦最高裁長官、副長官以外の者、すなわち破棄審の審級が存在する裁判所である管区裁判所、地方裁判所の長にはこの権限は認められていない。

## (3) 受理決定のための審理期間

共和国最高裁判所等における破棄審による不服申立を受理するか否かの決定のための審理期間は、原則1ヶ月、破棄審における証拠請求がなされる場合には2ヶ月とされ、連邦最高裁における破棄審における受理するか否かの審理期間は原則2ヶ月、事件記録の請求がなされ、精査される場合には3ヶ月、さらに、連邦最高裁長官、副長官はその困難性を考慮して、最大2ヶ月間延長しうる。(法382条)。

## 3 原判決の執行停止の決定 法381条1項

原裁判所に事件記録の請求がなされた場合、裁判官は、破棄審の審理の終了まで、破棄審の申立・上申、その他上申が存在する場合に限り、判決の執行停止決定をなすことができる。

事件記録の請求がなされた場合に限定する趣旨は明らかには記述されていないが、破棄審における原判決変更の場合には少なくとも事件記録の請求決定がなされることによると思われる。

なお、執行停止決定は、不服申立書・上申にその申し出がある場合に限りなされ、職権でなすことはできない。

## 4 破棄審の通知 法385条

破棄審裁判所は、訴訟に参加しているものに対し、破棄審申立・上申の受理決定の写し、破棄審申立・上申の写しを送付する。

破棄審申立・上申の審理の時間は事件に参加しているものの期日への出頭の可能性を考慮して指定されるが、当事者の不出頭は審理の妨げにはならない。

なお、裁判命令もしくは簡易訴訟手続による判決に対する破棄審の審理については、事件の困難性などを考慮して裁判所において当事者を呼び出すことはできるが、原則その呼び出しはなされない(法386条の1)。

## 5 本案審理期間

受理決定がなされた後、破棄審における本案審理は、共和国最高裁幹部会などによる審理は1ヶ月、連邦最高裁による審理は2ヶ月以内とされている(法386条)

---

<sup>102</sup> 上述した通り、この一度破棄審の不受理決定がなされたにもかかわらず、連邦最高裁長官、副長官によって申立受理決定がなされる制度により、一定の件数の事件が破棄審の審理に付されている。この制度については、二重の破棄審(двойная кассация)と呼ばれ、批判がある。

## 6 破棄審における確定判決破棄事由 法387条

事件の結論に影響を及ぼし、その修正がなければ侵害された権利、自由、法的利益、または公益の回復と保護が困難な実体法、手続法違反がある場合に限り、原判決が全部変更、または一部変更される。

要件は、①重大な実体法、手続法違反の存在、②それらの違反が事件の結論に影響を及ぼし、③その修正がなければ侵害された権利、自由、法的利益、または公益の回復と保護が困難であること、である。

したがって、①については、法330条で列挙されているような「重大とまでは言えない実体法・手続法違反」を理由として原判決を破棄しえる控訴審とは異なる。

ただし、法330条4項の絶対的破棄事由については重大な手続法違反と評価され、管轄違いについても重大な手続法違反にあたりと解されている<sup>103</sup>。

重大な実体法違反については、確定判決がロシア連邦憲法、国際法の原則、ロシア連邦の国際条約により保障されている権利、自由、法的利益を侵害する場合や、具体的個人にとって当該違法の性質が重大であると評価しえる場合をいうとされている。

なお、破棄審は、実体法、手続法違反について審理する法律審であるため、第一審および控訴審でなされた事実認定を覆すことはできない。

## 7 破棄審における裁判 法390条

破棄審においては、以下の裁判が言い渡される。

- ①不服申立・上申の証明がないことを理由とした、原裁判の不変更
- ②第一審、控訴審、破棄審の原裁判の全部または一部を変更し、しかるべき裁判所へ差戻
- ③第一審、控訴審、破棄審の原裁判の全部または一部を変更し、不審理または終結決定
- ④事件においてなされた複数の裁判のうちの一つの効力を残存させること<sup>104</sup>
- ⑤実体法の適用または解釈において誤りがあるときに、新たな審理へ移行することなく、原裁判を破棄、または一部変更し、新たな裁判（自判）
- ⑥法379条の1に定める理由が存在する場合に、破棄審の申立、上申の不審理の決定

## 第4 監督審（надзорная инстанция）

1 ロシア連邦最高裁各合議体（民事部、軍事部、行政部）の破棄審決定、連邦最高裁を第一審とした同控訴審会議の決定など法391条の1第2項に定める裁判に対してなされる最終の不服申立手続である。

監督審における審理は、確定判決の法的適合性を調べる非常救済的手段であり、ロシア連邦最高裁幹部会<sup>105</sup>（президиум ВС РФ）によってのみ行われる。

---

<sup>103</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
685ページ

<sup>104</sup>例・地区裁判所の判決を破棄した控訴審決定を破棄し、地区裁判所の判決の効力を残存させる

<sup>105</sup> ロシア連邦最高裁幹部会は、最高裁長官、副長官、その他の最高裁裁判官によって構成される合議体である（連邦法「ロシア連邦最高裁判所について」第6条）

不服申立権者は、事件に参加する者(当事者)、原裁判により自らの権利、自由、法的利益を侵害されているその他の者で、通常、原審における審理に参加させられることなく、自らの権利、義務について判決がなされた者を指す<sup>106</sup>。

検察官関与事件で不服申し立てを許されているのは、ロシア連邦検事総長、その副長官のみである。

原裁判がなされてから3ヶ月以内に監督審による不服申立をなすことができる(法391条の2第2項)

## 2 監督審による不服申立・上申の返還(возвращение)法391条の4

下記の場合に、監督審による不服申立は返還される。

- ①本法391条の3の1項1号ないし5号、7号、3項ないし6項に定める要件を満たさないもの
- ②監督審裁判所に提起する権限のないものによってなされた監督審の申立・上申
- ③監督審の手續における不服申し立て期間を徒過したもので、監督審の申立・上申に当該期間の回復についての確定した裁判が添付されていないもの
- ④監督審の申立の返還・召喚の申出がなされたもの
- ⑤本法391条の1第2項に定める管轄規定に違反してなされた監督審の申立・上申

## 3 監督審における受理決定

監督審の審理の形式的要件(不服申立の対象、申立期間、記載事項)を満たした不服申立・上申については、ロシア連邦最高裁の裁判官により調査され、監督審における当該不服申立・上申を監督審において受理するか否かについて決定がされる(391条の5)。

原則としてロシア連邦最高裁に不服申立が到達してから2ヶ月間にその判断がなされ、事件記録の請求がなされた事件については3ヶ月間になされる。ただし、事件の複雑性などからロシア連邦最高裁の長官、副長官は最大2ヶ月間、その審理期間を延長することができる。

監督審の不受理決定がなされた場合には、当事者らはロシア連邦最高裁長官、または副長官に対し、原裁判がなされた後6ヶ月の期間で不服申立をすることができる

ロシア連邦最高裁判所長官、または副長官は、利害関係人の不服、検察官の上申により、ロシア連邦最高裁判所幹部会に対し、不服を申し立てられている裁判の適法性に影響を有し、実体法・手続法上の権利関係で争点となっている当事者から本法で保障されている権利(裁判権を行使する権利、弁論主義の原則・当事者平等の原則に基づいた公正な審理を受ける権利を含む)を行使する機会をうばい、あるいはこれらの権利を制限する実体法・手続法の基本的な違反の解消を目的として、監督審の手續における裁判の再度の審査の上申をなすことができる(法391条の11第1項)。

なお、この上申をなした長官、副長官は、後の審理を行うロシア連邦最高裁幹部会の構成員にはなることができない。

前述したとおり、連邦最高裁長官、副長官は、破棄審における不受理決定に対し、申立受理決定を直接なすことができるが、監督審においては、連邦最高裁幹部会に再度の審査の上申を出すのみで、しかもその幹部会の審理に関与し得ないという違いがある。

## 4 監督審による原裁判破棄理由 法391条の9

<sup>106</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
693 ページ

### ( 1 ) 破棄理由

連邦最高裁幹部会が、原裁判に下記の侵害・違反があると認定した時は、破棄・変更される。

- ①ロシア連邦憲法、国際法の一般原則・規範、ロシア連邦の国際条約によって保障される国民・人の権利と自由
- ②不特定の者の権利・法律上の利益、その他公益
- ③裁判所による法規範の解釈適用の統一性

( 2 ) ロシア連邦憲法第 2 章は、基本的人権と自由を保障しているが、文言の解釈にあたっては一般に認められている「権利」を制限的・限定的に解釈すべきではないとされている<sup>107</sup>。

また、国際法の一般原則・規範としては、特に個人の権利の尊厳に関する原則、国際的な義務の誠実な履行が挙げられ、これら原則・義務はもっぱら国連、国連の特別機関の資料に公開されていると解説されている。

また、国際条約の解釈については、ウィーン条約 31 条 3 項 b 号により、参加国の合意を形成する合意の適用に関し、最新の解釈が適用される。

ロシアはヨーロッパ人権条約に加盟しているが、ロシアにおいて同条約違反が認められ、その違反が条約の効力発生後に生じている場合には、条約の解釈・適用についてヨーロッパ人権裁判所の判断に強制力を有することを認めるとされている<sup>108</sup>。

このように、①については、監督審による審理の理由としては極めて限定的ではあるが、ロシア連邦憲法の解釈を広くとり、また国連や国際条約の影響を受ける旨解説されている

( 3 ) 不特定の者の権利・法律上の利益の侵害とは、裁判所の裁判により、不特定多数の者に対して強制力を有する法規範の適用する際に、申立人のみならず、その他当該法規範の適用を受ける全ての者の権利・法律上の利益を侵害しうることと説明されている<sup>109</sup>。

この概念については、条文の文言の「公益」に集約することもできるが、「公益」については民訴法上明確に定義付けされていない。

ロシア連邦最高裁の監督審において、個人が軍役に従事していた際の給与の支払を軍の部隊に対して請求した事案で、現決定を破棄した事例がある。理由としては、部隊は国家机关であり、財政的には連邦予算の外にあり、部隊に対してその請求を認めた原決定は公益に反すると認定した。

部隊そのものに当事者性を認めることが明らかな誤りであり、そのような法の適用・運用は公益に反するという趣旨であると思われる。

( 4 ) 裁判所による法規範の解釈適用の統一性とは判例違反を指し、裁判実務に関する解釈をふくむロシア連邦最高裁総会の裁判、ロシア連邦最高裁幹部会の裁判、実体法・手続

---

<sup>107</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
7 0 2 ページ

<sup>108</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
7 0 3 ページ

<sup>109</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
7 0 3 ページ

法の解釈・適用がなされるロシア連邦最高裁民事部合議体の決定、ロシア連邦最高裁破棄審の合議体決定に対する違反、公式に発表されたロシア連邦最高裁の法の適用に関する裁判実務概要 ( образ ) と回答の資料に対する違反をいう。

また、ロシア連邦憲法裁判所の法律の憲法適合性・解釈についての裁判、ヨーロッパ人権裁判所の人権条約規定の解釈をふくむ決定違反も含まれる。

このように、通常裁判所とは別体系の憲法裁判所、ヨーロッパ人権裁判所の判決が民事事件に影響を及ぼしうることになる。

## 5 本案審理期間 391条の10第4項

裁判官により、監督審の申立受理決定がなされた日から2ヶ月間に審理がなされる。

## 6 監督審の裁判 法391条の12

監督審においては、下記の裁判がなされる。

①証明のなされていない監督審の申立・上申について第一審、控訴審、または破棄審の裁判を破棄・変更しないこと。

②第一審、控訴審、または破棄審の裁判を全部、または一部破棄し、相応する裁判所に新たな審理として差戻すこと。

新たな審理に差戻す際、ロシア連邦最高裁判所幹部会は、( 従前の裁判体とは ) 異なる裁判官の構成により審理される必要性があることを適示することができる。

③第一審、控訴審、破棄審の裁判を全部または一部破棄し、不審理の決定または終結決定

④事件においてなされた裁判のうちの一部の効力を残すこと。

⑤実体法の適用と解釈に誤りがある場合に、新たな審理へ移すことなく( 差戻すことなく ) 第一審、控訴審、破棄審の裁判を破棄・変更し、新たな裁判をなすこと( 自判すること )

⑥本法391条の4に定める理由があるときに監督審の申立・上申について不審理の決定

## 第5 再審 ( пересмотр судебных постановлений, вступивших в законную силу )

1 再審手続は、確定判決に対する再度の審理という点においては破棄審、監督審の審理と同じであるが、ある事実が従前の審理の際に生じていたが申立人にも裁判所にも明らかとなっておらず裁判の確定後に明らかになったこと、判決確定後に生じた新たな事情のみが再度の審理の事由となるという点で異なる。

また、上級審による審理ではなく、変更されるべき当該裁判をなした裁判所が自ら審理するという点においても異なる<sup>110</sup>。

## 2 再審事由

再審事由となるものは、以下の事実に限定される。

( 1 ) 新たに明らかになった事実

①事件において重大な事実で、申立人が知らなかった事実であり、かつ知りえなかった事実

②明らかに虚偽の証言、鑑定結果、明らかに誤った通訳、証拠偽造で、不適法、不合理な判決に導き、裁判の判決により確定するに至ったもの

<sup>110</sup> "Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ"7 -е издание. Ред. Г.А.Жилин  
7 1 4 ページ

③当該事件の審理、判決の確定にあたりなされ当事者、訴訟に参加した第三者、代理人の犯罪、裁判官の犯罪

( 2 ) 新たに生じた事実

①当該事件の裁判の基礎となった通常裁判所、商事裁判所の裁判の破棄、または国家機関、地方自治機関の決定の破棄

②通常裁判所または商事裁判所の確定した裁判により、当該事件の違法または不合理な裁判に導いた無効な取引が認められたこと

③ロシア連邦憲法裁判所により、申立人が憲法裁判所に提起した判決について、具体的事件に適用された法が違憲であると認められたとき。

④申立人がヨーロッパ人権裁判所に提訴した事件の判決において、当該事件の審理に関し、ヨーロッパ人権裁判所がヨーロッパ人権保護条約違反であるとの認定をしたこと

⑤申立人が監督審手続により再度の審理を求めた裁判に関する具体的事件において裁判所が適用した法規範の運用についてのロシア連邦最高裁判所幹部会決定における判断(変更の判断)があるとき、またはその他の監督審の審理の結果なされたロシア連邦最高裁判所幹部会決定において判断(変更の判断)があるとき、もしくはロシア連邦最高裁判所総会において判断(変更の判断)があるとき

3 再審申立期間 法394条

新たに明らかになった事実、もしくは新たに生じた事実を理由とする再度の審理の申立・上申は、当事者、検察官、訴訟に参加した第三者により、当該裁判をなした裁判所に対してなされる。上記申立・上申は、再度の審理の根拠を確認した日から3ヶ月以内になすことができる。